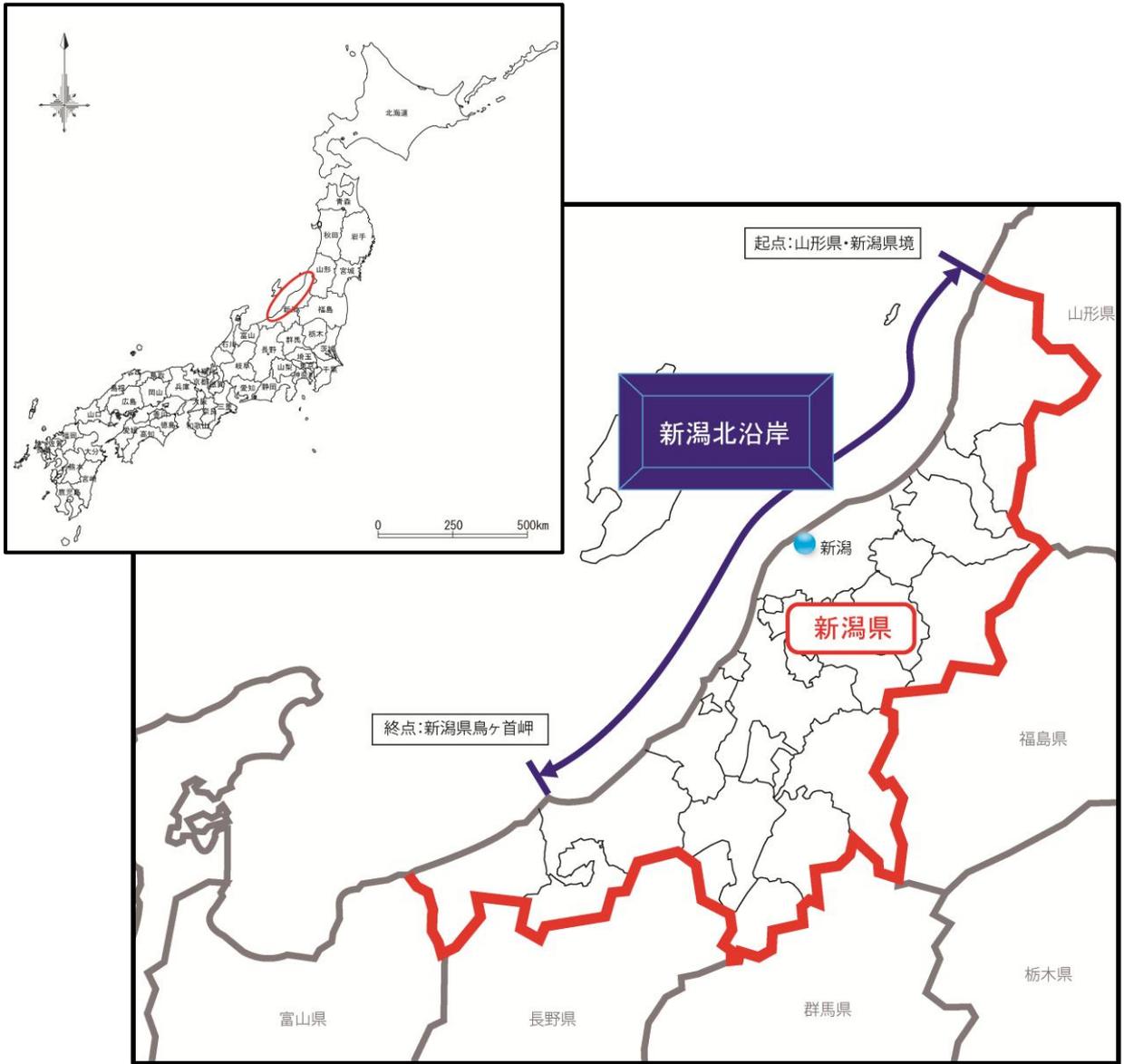


新潟北沿岸海岸保全基本計画

— 概要版 —



新 潟 県

平成 15 年 3 月
平成 28 年 8 月 (一部変更)
令和 8 年 〇 月 (一部変更)

目 次

(まえがき)	1
(1) 海岸法の改正と海岸保全基本計画の策定	1
(2) 海岸保全基本方針の基本理念	3
(3) 対象範囲	4
1. 海岸の保全に関する基本的な事項	5
1. 1 海岸の概要	5
(1) 新潟北沿岸の概況	5
(2) 海岸の現況	5
1. 2 沿岸の長期的な在り方	7
(1) 沿岸の課題	7
(2) 海岸保全の目標	12
2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	19
2. 1 沿岸のゾーニング	19
2. 2 各ゾーンの特性と海岸保全の施策	20
2. 3 海岸保全施設の整備に関する区域の設定	22
(1) 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域	22
(2) 海岸保全施設の存する区域	22
2. 4 海岸保全施設の諸元の整理	23
(1) 沿岸内の区域の整理	23
(2) 海岸保全施設の種類及び規模	23
(3) 受益の地域とその状況	23
(4) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	23
3. 計画の見直しと留意すべき事項	48

(まえがき)

(1) 海岸法の改正と海岸保全基本計画の策定

新潟北沿岸は、越後山脈・三国山脈等の高い山々で囲まれ、これらの山岳に源を發する信濃川・阿賀野川・関川・荒川など数多くの河川が、新潟平野等を潤して日本海に注いでいる。この様な河川によって育まれた平野と砂丘が比較的単調な海岸線を形成している事が、本沿岸の大きな特徴である。また、夏季に静穏で、冬季には北西の季節風により高波浪が来襲する特性を有しており、全般にこの冬季風浪による海岸侵食が進行し、背後の資産ならびに貴重な環境資源、景観資源が失われるといった脅威にさらされている。

そのため、環境・利用との調和が重要視されている現在でも、防護は最重要課題であることは変わらず、海岸侵食に対する保全効果の早期発現が求められているとともに、自然と共生する海岸環境の保全、快適で利用しやすい海岸環境の創出など、より高い次元での調和が求められている。

このような背景の中で、海岸の担うべき役割には多大なものがあり、総合的・計画的に整備が推進され、効果的にその機能が発揮される必要がある。

このような、海岸をとりまく情勢の変化や要請の高まりについては、新潟北沿岸のみでなく、全国的にも対応が求められ、こうした状況を踏まえて、平成 12 年 4 月に改正海岸法が施行され、総合的な視点にたった海岸の管理を行うために、旧海岸法の目的であった「海岸の防護」に、「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用」を加え、環境面と利用面との調和を図りつつ、海岸の防護を図ることが明言化された。その他にも、「地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設」や「海岸管理における市町村参画の拡大」など、地域の参画・管理を推進する内容となっている。このような海岸法の改正を受けて、旧海岸 4 省庁（農林水産省・水産庁・運輸省・建設省）の主務大臣が、海岸保全に関する基本的な事項を示す「海岸保全基本方針」を定め、これに基づき、知事が従来の「海岸保全施設の整備基本計画」にかわり、各広域的な海岸の区分：沿岸区分ごとに、その自然的特性や社会的特性を踏まえ、沿岸の長期的在り方となる防護、環境、利用の基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項を定める「海岸保全基本計画」を策定することとなった。そこで、「海岸保全基本方針」により一つの沿岸区分として示された新潟北沿岸においても、これに基づき「新潟北沿岸海岸保全基本計画」を平成 15 年 3 月に策定した。

その後、平成 26 年 6 月に海岸法の一部を改正する法律が公布され、津波、高潮等に対する防災・減災対策の推進や水門等の操作規則等の策定に加え、海岸保全施設の適切な維持管理の推進、海岸協力団体制度の創設等の所要の措置を講ずることが明記された。この海岸法の改正内容を踏まえ、平成 28 年 8 月に海岸保全基

本計画へ「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」について追記する変更を行った。

また、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）による第5次評価報告書（平成26年）では、「気候システムの温暖化には疑う余地がない」とされている。気候変動の影響による平均海面水位の上昇は既に顕在化しつつあり、今後、さらなる平均海面水位の上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響が懸念されるため、気候変動の影響を踏まえた海岸保全対策が急務である。このような背景から、国により令和2年11月に「海岸保全基本方針」が変更され、令和3年7月に「海岸保全施設の技術上の基準を定める省令」が一部改正・施行された。これに基づき、気候変動に伴う平均海面上昇や、台風の強大化などの外力の長期変化等を十分勘案して、災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適正な利用を図るため、施設の整備に加えソフト面の対策を講じ、これらを総合的に推進するものとし、それらのことを反映した海岸保全基本計画をここに変更するものである。

(2) 海岸保全基本方針の基本理念

海岸は、国土狭い我が国にあって、その背後に多くの人口・資産が集中している空間であるとともに、海と陸が接し多様な生物が相互に関係しながら生息・生育している貴重な空間である。

また、様々な利用の要請がある一方、人為的な諸活動によって影響を受けやすい空間である。さらに、このような特性を持つ海岸において、安全で活力ある地域社会を実現し、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められている。

これらのことから、国民の共有財産として

「美しく、安全で、いきいきした海岸」

を次世代へ継承していくことを、今後の海岸の保全のための基本的な理念とする。

この理念の下、災害からの**海岸の防護**に加え、**海岸環境の整備と保全**及び**公衆の海岸の適正な利用**の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に**海岸の保全**を推進するものとする。また、海岸は地域の個性や文化を育んできていること等から、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指すものとする。

1. 海岸の保全に関する基本的な事項

1.1 海岸の概要

(1)新潟北沿岸の概況

新潟県は北陸地方の北部に位置し、北は山形県、東は福島県、南は群馬県と長野県、西は富山県に隣接し、西方海上には佐渡・粟島の2島が存在する。また、新潟北沿岸には、北から新発田市、新潟市、長岡市、柏崎市及び上越市の5市を中心とした地域に県下の人口の約65%が居住している。

総延長約274kmの沿岸には流通拠点となる港湾と多くの漁港が存在するとともに、豊かな自然環境、優れた景観、貴重な文化財、さらには主要な観光資源も多数存在している。

また、平地が多く、交通網も沿岸近くを通っていることから、産業の大半が沿岸市町村に集中しており、沿岸域は新潟県の主要部分となっている。

(2)海岸の現況

新潟北沿岸の海岸線総延長は、約273.7kmである。

海岸総延長とその内訳等は次のとおり。

表-1.1.1 海岸の概要

国土交通省 水管理・国土保全局所管	国土交通省港湾局所管	農林水産省水産庁所管	計
約 171.0km	約 77.9km	約 24.8km	約 273.7km

(資料;令和6年度版海岸統計による)

【参考】海岸統計による延長の分類について

海岸統計では、次のような分類により、延長の内訳が示されている。

- 港湾区域内の海岸線延長；国土交通省港湾局所管
- 漁港区域内の海岸線延長；農林水産省水産庁所管
- 港湾・漁港区域以外の一般的な海岸の海岸線延長；

国土交通省水管理・国土保全局所管



※地理院タイル（白地図）を加工して作成

図-1.1.1 新潟北沿岸 海岸概要図

1.2 沿岸の長期的な在り方

(1) 沿岸の課題

新潟北沿岸における自然的・社会的特性や地域の特性、及び海岸への要請を踏まえ、海岸全体における課題について、海岸の防護、環境の整備と保全、公衆の適正な利用の3つの視点から検証し、海岸全体としての課題を明らかにする。

1) 海岸の防護に関する課題

本沿岸は、越後山脈・三国山脈等の高い山々で囲まれ、これらの山岳に源を発する信濃川・阿賀野川・関川・荒川など数多くの河川が、新潟平野等を潤して日本海に注いでいる。この様な河川によって育まれた平野と砂丘が比較的単調な海岸線を形成している事が、本沿岸の大きな特徴である。また、夏季に静穏で、冬季には北西の季節風により高波浪が来襲する特性を有しており、全般にこの冬季風浪による海岸侵食が進行し、年々汀線が後退している。そして、汀線の後退に伴い、海岸構造物の被災、背後地の人家や公共施設、ならびに道路・鉄道等の交通機関への越波災害も度々発生している。

そのため、環境・利用との調和が重要視されている現在でも、防護は最重要課題であることは変わらず、海岸侵食に対する保全効果の早期発現が求められていて、さらに自然と共生する海岸環境の保全、快適で利用しやすい海岸環境の創出など、より高い次元での調和が求められている。

海岸侵食の要因としては、土砂供給量の減少、漂砂バランスの崩壊などが大きく影響しており、面的防護のさらなる推進や、海岸部における人為的な土砂供給：サンドバイパス・サンドリサイクルへの取り組みが重要となっている。

津波については、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震などを踏まえ、平成23年12月に「津波防災地域づくりに関する法律」が制定・施行され、平成25年1月に国土交通省・内閣府・文部科学省において、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が設置され、平成26年8月に新たな知見による津波断層モデル(60断層)が公表された。新潟県では、国が公表した新たな知見に基づく津波断層モデルを踏まえ、新たな津波浸水想定を平成29年11月に作成した。これによるとこれまでの想定を上回る津波水位が示されている箇所もあり、ハード・ソフト両面からの対策が急務となっている。

また、比較的発生頻度の高い津波については、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から海岸

保全施設等の整備を進めていくことが求められる。

気候変動の影響については、気象・海象の変化や長期的な平均海面水位の上昇により海岸侵食の進行やゼロメートル地帯の増加、高潮や波浪による被害の激甚化等のおそれがある。

2) 環境の整備と保全に関する課題

本沿岸の大部分は、砂浜や砂丘から成り、中条、新潟、柏崎等の海岸は、砂浜と松林が一体となった白砂青松の海岸として代表的なものである。海食崖等の景観は、豪壮な笹川流れ、米山等に限られるが、いずれも貴重な観光資源となっている。

このような優れた自然は、生物の生息環境、水産資源の育成環境など各種環境の創生の基盤をなすものである。こうした自然環境を積極的に保全するとともに、砂浜の回復などのように、失われた環境・景観については、復元・回復させることが強く望まれている。また、貴重種の分布や藻場などの環境情報の把握に努め、海岸保全施設を整備する上で環境保護にも配慮が必要となっている。

しかし、新潟北沿岸のほぼ全域が侵食傾向にあるため、災害に対する防災面の強化がなされた一方で、消波ブロック等で覆われる海岸がここ数十年の間で急増しており、これらの貴重な自然的海岸景観が失われつつある。

このように、過去に整備された線的防護の海岸保全施設により、景観が著しく損なわれている例もあり、施設の更新・改築時には景観の改善も考慮しなければならない。

毎年、冬季風浪後など大量のゴミ等が海岸に打ち上げられるが、その処理については、海岸愛護活動が積極的に行われていて、特に利用度の高い夏場には、清潔さが保たれている。しかし、人為的なゴミ投棄により、海岸環境が著しく損なわれている事例も見受けられる。

3) 公衆の適正な利用に関する課題

本沿岸は、環日本海圏の窓口として、諸外国との交流において重要な位置を占めている。また、高速道路網等の整備に伴い、列島を縦横断的に物流と人の流れが拡大し、内陸側の温泉地、スキー場等とタイアップするなどの面的な連携により、海岸利用の増進が図られており、これにともない利用の種類が多様化も進んでいる。

また、砂浜は最も身近な自然空間として、海水浴、散策、各種イベント会場としての利用や、環境学習・青少年育成活動の場としての利用が広がっており、最近では釣りやウインドサーフィン、スキューバーダイビング等の海洋性レクリエーションの利用ニーズも多く、海辺への近づきやすさの改善や砂浜面積の確保などの要請が強まっている。

新潟北沿岸においては、地域住民を中心とした海岸愛護活動は大変盛んであり、新潟県では、令和6年12月末時点の海水浴場指定数が全国1位（日本観光協会「2024年度版数字でみる観光」）と非常に多く、そのほとんど全てで毎年“海開き”前の海岸清掃が実施されている。このように、海岸をよく利用する地域住民の“自分たちの海岸”に対する愛着の深さがうかがえる。

しかし、冬季風浪後等に打ち上がる漂着ゴミや人為的なゴミ投棄の問題、船舶の不法係留や不法投棄、海水汚染の問題も発生してきており、これらに対処するために海岸愛護、美化に関する啓発活動を通じ、海岸利用のマナー向上や地域住民による海岸清掃等の海岸愛護活動を、より一層推進していく必要がある。

また、海岸は、観光資源として広域的に利用されているため、隣接県とも連携した海岸愛護の啓発方法などを検討する必要がある。

海岸では、このほかにも、水産活動、海洋性レクリエーション、港湾・漁港など、多種多様な利用がなされているが、利用・開発と環境保全の調整や、利用者間のトラブルへの対応等に対し、要請が高まってきているため、今後は、海岸に関する関係者等が、相互に意志疎通を密にし、開発と環境保全や利用者同士など、相互の調整を図りつつ、より快適で豊かな海岸の保全を目指していく必要がある。

今後も、海岸における公衆の適正な利用を確保することを目的として、地域の自然を活かし、親水性の向上を目的とした施設整備のほか、多様化する海岸利用の増進に資する施設整備の推進や周辺の観光資源・地域拠点との連

携が必要とされる。

また、地域の活性化に向け、周辺の地域計画との整合を図り、かつ長期的展望をふまえた総合的な海岸の利活用を図っていくことが望まれている。

(2) 海岸保全の目標

新潟北沿岸における課題に対処し、防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理の実現を目指し、本沿岸における海岸保全の目標、いわゆる海岸の長期的な在り方を定めるものとする。

1) 新潟北沿岸の長期的な在り方

① 防護 ～ 安全な海岸づくりを目指す ～

厳しい海象条件に対して、安全で快適な海岸づくりを進めることを目的とし、環境面、利用面との調和のとれた面的防護を中心とした海岸保全施設の整備を行う。

海岸保全施設の設計外力を上回る波浪や、施設では防ぎきれない地震津波被害などに対しては、ハード面の整備に加えて、避難などのソフト面の対応を強化し、また海面上昇の監視や広域的・総合的な土砂管理などの長期的な防災課題に対しても、調査や研究に努めることとする。

② 環境 ～ 豊かな自然環境や景観と地域の歴史を大切にする ～

優れた海岸景観、自然環境、生物相及び漁場環境を、地域の開発と調整を図りながら保全を図るとともに、地域に残る貴重な歴史文化を後世に継承する。また、必要に応じ自然環境の復元に努めるとともに、潤いと安らぎをもった沿岸域の形成を図るものとする。また、ゴミ対策など、清潔な海岸環境の維持については、現在積極的に行われている海岸愛護活動のさらなる推進を目指すとともに、美しい海岸は国民共有の財産であるとの観点から、海岸利用者に対するマナー向上啓発については、県内外を問わず広域的に取り組みを進めるものとする。

③ 利用 ～ 人々の暮らしと活力ある地域づくりに貢献する ～

多様化する海岸利用への対応や、周辺の産業、観光資源、地域拠点施設と連携を図るとともに、地域計画等との整合を図るなど、地域の活性化、個性ある地域の形成、地域の文化の創出等に貢献するため、総合的な海岸の利活用を目指す。

2) 海岸全体の目標

海岸保全においては、施設が海岸に与える影響の大きさを十分認識し、その計画・整備にあたるとともに、絶滅の恐れのある希少な生物などの保全すべき貴重な自然環境や景観、海岸に係る歴史的背景・遺物及び地域の要請や利用状況など、海岸に関する情報について、有形・無形を問わず広く把握に努め、海上や空からの景観美を損なわないよう配慮するなど、より一層の調和を図ることで、後世に継承すべき共有の財産としての海岸の価値を、さらに高めてゆくことを目標とする。

① 海岸の防護に関する施策

ア) 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)による第5次評価報告書で用いられた代表的濃度経路(RCP)シナリオにおける、2℃上昇シナリオ(RCP2.6)の将来予測結果を踏まえた外力の長期的な変化を考慮し、防護すべき地域とその防護水準を次のように定める。

a) 防護すべき地域

高潮・波浪、津波等による災害や海岸侵食等の災害から、背後の人命や財産を保護するため、各海岸管理者が適切に設定する計画波浪または設計津波に対して、海岸保全施設が所要の機能を確保できていない海岸または、海岸保全施設が未整備の海岸を防護すべき地域として設定する。

b) 防護水準

○ 高潮・波浪に対する防護水準

高潮・越波からの防護が必要な海岸については、計画高潮位に計画波浪の影響を加え、これに対して背後地を防護することを目標とする。海岸侵食が進行している海岸については、現状の汀線を維持することを目標としつつ、海浜の確保が必要な海岸については、汀線の回復を図ることを目標とする。

(計画高潮位の設定)

下記の2値を比較し高い値を採用する。

- ・ 既往最高潮位 + 平均海面上昇量
- ・ 朔望平均満潮位 + 気候変動を考慮した潮位偏差 + 平均海面上昇量

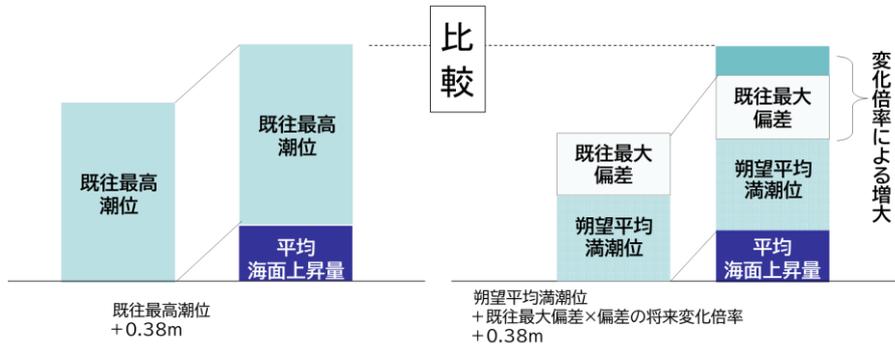


図-1.2.1 計画高潮位の設定イメージ

(波浪による打ち上げ高の設定)

- ・ 計画波浪は「新潟県沿岸波浪推算業務換算沖波算出マニュアル」(平成20年4月、新潟県農林水産部漁港課)の値(50年確率波)を採用し、波浪の長期変化等の影響分を見込む。
- ・ 各地区海岸の代表断面と計画波浪から打ち上げ高を算出する。

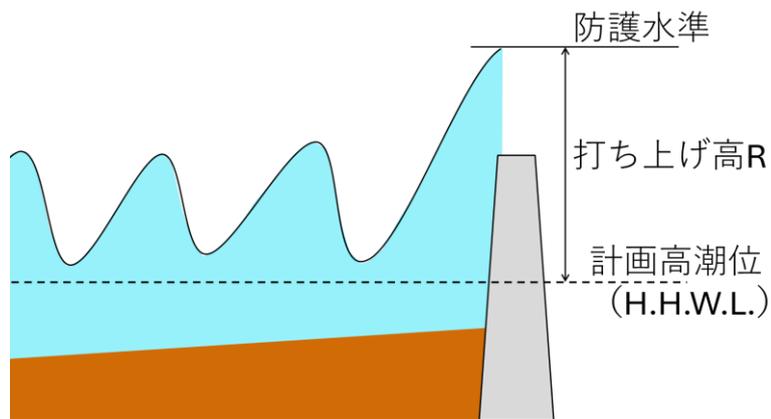


図-1.2.2 高潮・波浪に対する防護水準の設定イメージ

○津波に対する防護水準

津波からの防護が必要な海岸については、設計津波（レベル1津波）に対して防護することを目標とする。

また、津波に対する防護水準は、断層モデルによる広域地盤沈下の影響を考慮する。

（設計津波水位の設定）

新潟県設計津波に関する連絡調整会議にて検討した新潟地震津波、日本海中部地震津波、北海道南西沖地震津波を対象とする。

ゾーン区分ごとに、朔望平均満潮位に気候変動の影響による平均海面上昇量（0.38m）を加えた潮位を初期潮位として津波シミュレーションを実施し算出する。

- イ) 施設の整備にあたっては、護岸等の整備に加え、沖合施設や必要に応じて砂浜等も組み合わせることにより、環境面や利用面からも優れた面的防護方式による整備を一層推進する。また、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の海岸保全施設の整備を推進していく。
- ウ) 海岸保全施設においては、防護水準を満足する施設の整備率を向上させ、海岸背後の安全度を高める。
- エ) 海岸背後の資産や人口、貴重な自然環境、海岸の利活用の状況など、防護すべき保全対象を勘案しつつ投資の重点化を行うとともに、新たな技術の導入などによるコスト縮減に努め、投資効率を向上させ、防護効果の早期発現を図る。
- オ) 侵食対策として、離岸堤や人工リーフなどの沖合波浪制御構造物や突堤工やヘッドランドなどの漂砂制御構造物を用いた面的防護のさらなる推進により、砂浜そのものの保全・復元を目指す。
- カ) 海岸への土砂供給が著しく減少し海浜の回復が望めない侵食海岸では、保全対象を勘案しつつ、重点投資により突堤工と人工養浜を組み合わせる等、静的安定海浜としての整備を図る。
- キ) 土砂の供給と流出のバランスが崩れることによって海岸侵食が発生した海岸では、海岸部への適切な土砂供給が図られるよう、海岸への土砂供給源となる河川流域全体から海岸、さらには広く沿岸域まで、一貫して土砂が運ばれる領域を「流砂系」という概念で捉え、砂防、ダム、河川、海岸が連携し、バランスのとれた総合的な土砂管理を推進する。
- ク) 津波については、震源と被害想定範囲の相関や、被害が発生する状況の想定など、危険判定や対策検討に必要な情報等の把握に努める。
- ケ) 越波、津波などによる浸水被害に対して、十分な防災体制が必要な地域については、ハード面での整備に加えて、関係機関と連携し、防災情報の提供や災害時の対応方法の周知等、ソフト面での対策を講じるとともに、避難路、避難所などの施設整備を図る。
- コ) 地球温暖化に伴う海面上昇や海象変化を監視するとともに、広域的な沿岸漂砂の解明などに努める。
- サ) 老朽化施設の点検・補修を行い、施設寿命の増進を図るとともに、計画的に施設の更新・改築を行う。

②環境の整備と保全に関する施策

- ア) 当沿岸は、多くの優れた景観や自然環境を有しているが、その中でも、砂浜は重要な要素となっていることから、海岸侵食によって砂浜が失われた海岸については、可能な限りその原風景を取り戻すこととし、養浜等によって砂浜の復元を図るとともに、景観や自然環境に配慮した海岸保全施設整備を推進する。
- イ) 絶滅の恐れのある希少なものも含め、多様な生物の生息・生育や産卵の場となっている海岸の自然環境保全のため、生物が、その生息環境等を脅かされることのないよう配慮するとともに、海岸保全施設の整備にあたっては、その生息・生育の場となりえる工法を積極的に採用するなど、自然環境に配慮しつつ進めるものとする。
- ウ) 海岸保全施設整備においては、沿岸漁業の様々な漁法に配慮し、藻場の造成や魚礁機能を有した施設を採用するなど、良好な漁場環境の保全に努める。
- エ) 景観面の配慮に当たっては、周辺の自然景観や、関連事業及び地域計画との整合を図り、海岸の眺望の確保に努めるほか、近接する施設との一体性に配慮し、圧迫感や閉鎖感を与えないような施設配置を行うことによって、良好な海岸空間の形成に努める。
- オ) 地域の歴史ある行事や祭、新たなイベント等を通じて、海岸利用者の海岸愛護及び海岸環境に対する意識の向上を図る。また、地域住民やボランティアが主体となり取り組まれている海岸清掃活動などの支援・連携を図り、海岸環境の保全に努める。
- カ) 環境整備事業等を拠点的に展開するとともに、「白砂青松の創出」などのような海岸部における様々な事業との連携を推進することで、整備効果のさらなる向上を図る。
- キ) 海浜砂は有限なものと認識し、各海岸管理者が連携し、サンドバイパス、ならびにサンドリサイクルを推進する。また、安価な公共残土の有効活用など、海岸への供給可能な土砂量の増加を目指すとともに、コストの縮減を図る。

③公衆の適正な利用に関する施策

- ア) 各地域の利用実態に合わせた施設整備に努めるとともに、多様化する海岸利用の形態にも対応するため、関係機関が連携して周辺の地域計画等との整合を図るとともに、既存の観光資源や拠点施設とも連携を図るなど、総合的な海岸の利活用を図っていく。
- イ) 沿岸域の利用環境整備と一体化した、海洋性レクリエーション・観光の拠点の創設を目指し、県内外からの観光客の観光スポット、ならびに地域住民の憩いの場として利用頻度の高い海岸域は、重点的に利便性や快適性に配慮した整備を図る。
- ウ) 利用者が海岸環境に与える影響の大きさを重視し、海岸利用のマナーの向上などについて県内外を問わず広く啓発に努める。また、青少年の海岸における環境学習・育成活動等を通じ、海岸環境保全の認識を高めてゆく。
- エ) 海岸協力団体制度を活用し、市民が自発的に海岸の維持、海岸環境の保全、海岸の管理に関する調査研究等の活動を行うことを積極的に支援する。
- オ) 環境保護のために利用の制限が必要となる区域においては、海岸法による禁止措置等を講じるものとする。ただし、事前に利用者との調整や地域における議論を行うなどし、社会的な理解を得るとともに、他の法令による規制との調整を図るものとする。
- カ) 海岸保全施設の整備や更新・改築にあたっては、消波ブロック等で海辺へのアクセスが分断されている地域では、安全に配慮しながら、必要に応じて、ブロックの転用や階段等の設置を図る。

2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

2.1 沿岸のゾーニング

海岸の保全にあたっては、前述した、地域の自然的、社会的特性及び海岸環境や海岸利用の状況といった、地域の特性に十分考慮しつつ、災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適正な利用を図り、総合的な対策を推進していく必要がある。このため、新潟北沿岸では、地形条件及び自然的特性、社会的特性等、類似した性格を有する一連の区域毎に図-2.1.1のようにゾーン区分した。

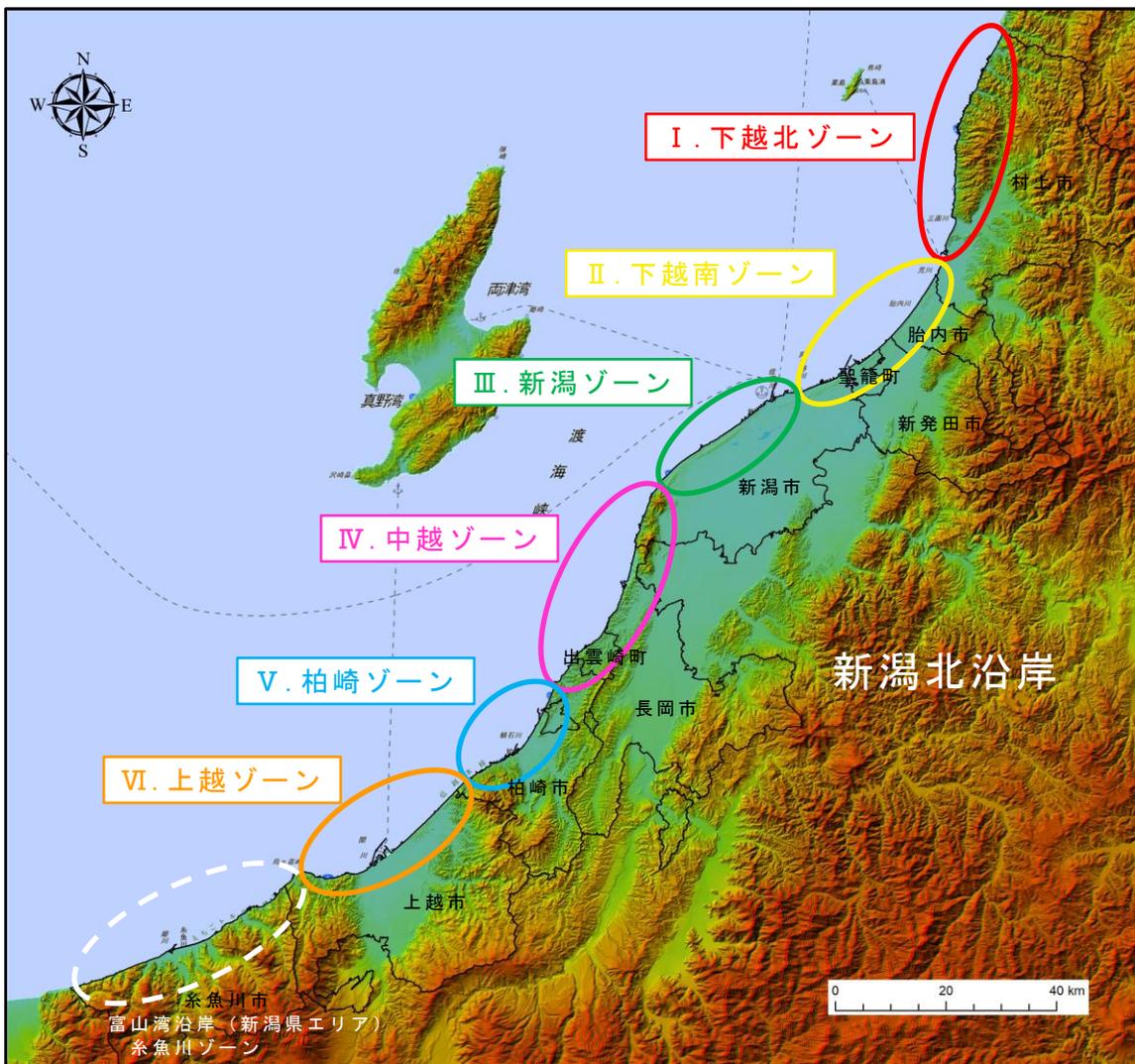


図-2.1.1 新潟北沿岸におけるゾーン配置図

2.2 各ゾーンの特性と海岸保全の施策

各ゾーンの特性と沿岸における課題点(海岸の防護、海岸環境の整備及び保全、公衆の海岸の適正な利用)及び計画の基本方針を踏まえ、ゾーン毎の海岸保全の施策を表-2.2.1に示す。

表-2.2.1 各ゾーンの特性及び海岸保全の施策の設定

ゾーン名	ゾーンの特性			海岸保全の施策
	防 護	環 境	利 用	
下越北 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ◆海岸背後には国道7号や国道 345 号、JR羽越本線などがあり、交通の要所となっているほか、人家集中地域も交通網に連なり海岸線近くに点在する。 ◆岩船～三面川は、一連の砂浜海岸であるが、三面川以北は、主に岩石性海岸や崖海岸でポケットの形状をした海浜が点在する。 ◆海岸侵食による砂浜の消失が著しく、道路や鉄道への越波や欠壊被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆名勝「笹川流れ」の奇岩と松の海岸景観など、優れた自然景観が続いている。 ◆山北から岩船港周辺までの海岸は、瀬波笹川流れ粟島県立自然公園となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆村上市を拠点として笹川流れ、サケ、温泉等を資源とした地域観光がなされている。 ◆海岸沿いの幹線道路と接続する海水浴場が多く分布する。 ◆ゾーン内には、岩船港がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆侵食、それに伴う越波対策として、景観保全と利用状況に配慮した海浜保全を最優先させ、海浜の安定、回復、さらには親水性の向上を目的とした、人工リーフ・港堤、離岸堤、養浜工、突堤、護岸を組み合わせた面的防護を推進する。 ◆良好な自然環境を舞台として、また背後地域との関係を強めつつ、サケ、温泉を始めとする水産業・観光産業の充実、「笹川流れ」等の観光・名勝地を巡る日本海パークラインの軸の強化を図る。 ◆粟島への生活・観光拠点、また、県北部における物流拠点・広域観光レクリエーションの結節点として、地方港湾岩船港を中心に瀬波温泉や粟島など、地域の歴史や自然を生かした観光振興に役立つ施設の利用を推進する。
下越南 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ◆砂丘の発達した砂浜海岸であり、阿賀野川～新潟東港では侵食が著しい。また、近年では中村浜から北側の侵食が顕著となっていて、海岸保全施設の被災や浜岸の拡大が生じている。 ◆飛砂から背後地を防護するため、保安林整備が進められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆砂丘上に貴重な保安林、ハマナス、セナミスミレなどの砂丘植生、オオタカなどの鳥類が分布する。 ◆桃崎浜海岸には、新潟県の海岸では唯一の海浜植生群の保全を目的とした自然環境保全地域がある。 ◆海岸と森林が接続し、良好な白砂青松となっているが、近年、海岸侵食に伴う浜岸の拡大や、防護のための護岸整備などで景観が大きく変化している。 ◆神林海岸は、日本の白砂青松海岸百選に選ばれている。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆県立紫雲寺記念公園整備など、豊かな自然の特色を生かした地域づくりが展開されている。 ◆白砂青松海岸を生かした健康づくりや、ビーチバレー大会などのイベントに海岸が利用されている。 ◆ゾーン内には、新潟港(東港区)がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆松塚漁港以西は、海水浴や市民交流の場として利用されているウォーターフロントであり、景観保全と利用状況に配慮する海岸保全を最優先し、海浜の安定、回復、さらには親水性の向上を目的として、人工リーフ、養浜工、突堤、護岸を組み合わせた面的防護を推進する。 ◆松塚漁港以東は、海岸侵食による越波災害が顕著に発生しており、砂浜の維持を目的とした離岸堤、養浜工、護岸を整備する。 ◆豊かな自然を生かした地域づくりとの協調、ならびに各種整備事業との調整や水産業の振興などとの関係を図りつつ、砂浜海岸と保安林とを基調とした利用を図る。 ◆国際拠点港湾新潟港(東港区)の臨海部の特性を活かした親水空間や海洋性レクリエーション空間の利用を推進する。
新 潟 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ◆信濃川河口～新川では、離岸堤の整備よって海岸侵食を抑制しているが、離岸堤前面の堤体沈下等が発生している。そのため、静的な沿岸漂砂の制御を目的とした、突堤・ヘッドランド工法が採用されている。 ◆海岸背後には、新潟市の市街地と国道 402 号を始めとした主要交通機関が整備されているが、青山地区などでは、冬季の季節風による飛砂が大量に発生し、飛砂対策が実施されている。 ◆信濃川からの供給土砂の変化による影響を、最も受けている地域で、過去には地盤沈下の影響による海岸侵食が深刻でもあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆砂丘上に貴重な保安林、オオワンなどの鳥類の分布が見られる。 ◆新川河口周辺から以西の海岸は、佐渡弥彦米山国定公園となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆県都新潟市のウォーターフロントであり、四季を通じて海洋性レクリエーションや散策等多様に利用されている。 ◆日本海夕日コンサートを代表に、様々なイベントに利用されている。 ◆海岸沿いの幹線道路と接続する海水浴場が多く分布し、利用客数も非常に多い。 ◆ゾーン内には、新潟港(西港区)と新潟空港がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆本ゾーンは、四季を通じて県内外の利用者で賑わうウォーターフロントであり、多種多様なレクリエーションエリアである。そこで、景観保全と利用状況に配慮する海岸保全を最優先し、海浜の安定、回復、さらには親水性の向上を目的として、人工リーフ、離岸堤、人工海浜、突堤、護岸を組み合わせた面的防護を推進する。 ◆県都新潟市のウォーターフロントとして、既存の海浜公園や関連の利用計画相互の関係を図るとともに、国際拠点港湾新潟港(西港区)周辺における海洋性レクリエーションの需要増大に対応する機能の充実を図りつつ、海洋性レジャー基地等を始めとする多様な快適空間の形成を図る。
中 越 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ◆大河津分水路周辺を除く海岸は、海岸侵食が進み、道路などへの越波が発生している。 ◆背後には国道 402 号(シーサイドライン)等の主要道路が通り、人家等も海岸線近くに点在することから侵食対策ならびに越波対策が進められている。 ◆一部では、冬季風浪による飛砂が発生しており、飛砂対策も求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆弥彦山を中心として、植物、動物、藻場などの貴重な自然が続いている。 ◆出雲崎地域では、特に藻場が集積している。 ◆大河津分水路周辺から以東の海岸は、佐渡弥彦米山国定公園となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆寺泊、弥彦を中心とした地域観光エリアを形成している。海岸沿いの国道 402 号は越後七浦シーサイドラインとして利用されている。 ◆海岸沿いの幹線道路と接続する海水浴場が多く分布する。 ◆ゾーン内には、寺泊港がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆近年、海岸侵食が進行してきており、越波災害だけでなく、海水浴への支障といった問題が生じている。そこで、自然環境、景観、利用状況に配慮した防護を図るものとし、海浜の安定化、あるいは回復を目的とした離岸堤や親水護岸の整備を行う。 ◆総合的な海洋性レクリエーション基地の開発により、港湾及び地域の活性化を目指すとともに、各種開発計画間の調整を図りつつ、水産業の振興とも一体となり、地域色豊かな観光のさらなる発展を図る。
柏 崎 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ◆観音岬～柏崎港は砂浜海岸であり、数多くの海水浴場が点在するが、侵食の著しい箇所も見られ、背後地への越波災害が懸念されている。 ◆柏崎港～聖ヶ鼻は岩石性・崖海岸であり、背後には、国道8号とJR信越本線が通っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆藻場、鳥類、保安林など優れた自然が続いている。 ◆鯨波海岸から上輪海岸は、佐渡弥彦米山国定公園及び米山福浦八景県立自然公園となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆良好な海水浴場やマリナー等の海洋施設が整備され、これらを生かした、活力あふれる快適な都市整備が目指されている。また、本ゾーンの一部に柏崎刈羽原子力発電所がある。 ◆海岸沿いの幹線道路と接続する海水浴場が多く分布する。 ◆ゾーン内には、柏崎港がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆海水浴場や柏崎マリナーなど日本海と結びついた良好な観光資源・施設の充実や、水産業の振興などとの連携を図り、地域の振興計画に基づいた観光・レクリエーション利用を図る。 ◆柏崎港以西は海食崖等が続く岩石性・崖海岸であり、海岸景観的に優れているものの、海岸侵食による越波災害が発生している。そこで、景観保全と利用状況に配慮した防護を最優先し、人工リーフ、離岸堤などの整備を行う。 ◆柏崎港以東は、直線的な砂丘海岸であり、海水浴等のレクリエーションの場として多くの人に利用されている。しかしながら、海岸侵食に伴う災害が頻繁化していることから、利用状況に配慮した防護を最優先し、人工リーフ、離岸堤、突堤、養浜工の整備を行う。
上 越 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ◆米山岬～柿崎は、砂浜幅の狭い砂浜海岸となっており、一部では、護岸前面の砂浜が消失しつつある。 ◆直江津港の北東の海岸、大潟海岸、柿崎海岸は砂浜海岸であるが、侵食が著しく、侵食対策が実施されている。 ◆直江津港の南西側の海岸は、砂浜海岸から岩石性海岸に変化していき、その海岸線にはJR信越本線・日本海ひすいラインや国道8号等の主要交通路及び人家が接近している。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆米山海岸は、佐渡弥彦米山国定公園及び米山福浦八景県立自然公園となっている。 ◆大潟海岸の砂丘植物群落や保安林、オジロワシ等の鳥類など貴重な自然が分布する。 ◆五智国分海岸から西は、久比岐県立自然公園となっている。 ◆上越市では、環境学習の場としての海岸活用が盛んである。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆農林業、工業あるいは史跡などを柱とした特色のある地域づくりが進められている。 ◆谷浜、直江津、鶴の浜温泉など、海水浴場として多くの県外客からも利用されている。 ◆ゾーン内には、直江津港がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆冬季風浪等による海岸侵食、ならびに越波災害への対策、さらには民生の安定を図るために、人工リーフ、突堤、護岸等の整備を図る。 ◆重要港湾直江津港の周辺においては、観光・レクリエーションの信越地域の拠点として物流・人流機能の拡充を図りつつ、地域の振興計画に基づき、沿岸域に集積する貴重な自然環境を保全するとともに、その自然環境を活かした観光・レクリエーション利用を推進する。

2.3 海岸保全施設の整備に関する区域の設定

(1) 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域

各海岸管理者が、関係住民の意見聴取結果等を踏まえ、以下に示す項目のいずれかに該当し、防護対策が新たに必要とされ施設整備の基本的な事項・計画概要が定まっている海岸を対象とし設定した。

- ① 防護水準で定めた高潮・波浪、設計津波によって背後地の被害が想定される区域
- ② 現在進行中の海岸侵食によって背後地の被害が想定される区域
- ③ 現況の海岸保全施設が老朽化等によって所要の機能を有していない区域

(2) 海岸保全施設の存する区域

海岸保全施設は、背後地を高潮・波浪等の災害から防護する機能を効率的・効果的かつ長期的に確保することが重要であり、適切な維持又は修繕を行うことが必要であることから、維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の存する区域を設定した。

各区域の範囲を「海岸保全基本計画添付図」に示す。

2.4 海岸保全施設の諸元の整理

沿岸内の海岸において、海岸保全施設を整備していくにあたっての基本的な事項として、以下の項目を表-2.4.1及び基本計画添付図に示す。

(1)沿岸内の区域の整理

海岸保全施設の整備に関する区域を対象に、海岸名、地区名及び区域の延長、**目安高**（**沖合施設等を考慮しない場合に想定される堤防、護岸等の天端高**）、現況の海岸保全施設を示す。

(2)海岸保全施設の種類及び規模

海岸保全施設の整備に関する区域毎に、計画施設の種類、規模等を示す。

なお、対象施設の詳細な配置及び諸元については、工事の実施段階において検討の上決定するものとし、施設の規模としては、区域の延長及び**海岸保全施設の目安高**を記載している。

海岸保全施設の目安高は、「高潮・波浪に対する防護水準」と「津波に対する防護水準」のうち高い値を設定する。なお、計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の嵩上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

(3)受益の地域とその状況

受益の地域は、新設及び改築される海岸保全施設及び現況の海岸保全施設により、**越波及び津波**による浸水被害や海岸侵食等の海岸災害から防護される地域とし、海岸背後の地盤高及び地形条件等を考慮し設定した。また、受益の地域の状況として、その土地の利用状況をあわせて示す。

(4)海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

海岸保全施設の整備に関する区域毎に、維持又は修繕の考え方を示す。

表-2.4.1(1) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	管理者	配 置		規 模		主要な施設の種類		受益の地域		維持又は修繕の方法	備 考
				区 域	地 区	延長 (m)	目安高 (m)	現況施設	計画施設	地 域	状 況		
新潟北沿岸	下越北ゾーン	1	漁港	中浜漁港海岸	村上市中浜（中浜漁港）	299	T.P.+7.0	護岸、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、公共用地、その他	随時巡視点検を実施し、景観および環境にも配慮しながら適切な維持・修繕を実施。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園
		2	建設	山北海岸（中浜地区）	村上市中浜	1,723	T.P.+6.5	護岸、消波工、離岸堤、人工リーフ、消波堤	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、農地、原野、その他	国道7号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園
		3	建設	山北海岸（岩崎地区）	村上市岩崎	688	T.P.+6.6	消波堤	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	公共用地、原野、その他	国道7号が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園
		4	建設	山北海岸（府屋地区）	村上市府屋	1,347	T.P.+7.7	護岸、消波工	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、公共用地、その他	国道7号が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園
		5	漁港	府屋漁港海岸	村上市府屋（府屋漁港）	440	T.P.+7.6	護岸、離岸堤、消波工、突堤	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、公共用地、その他	随時巡視点検を実施し、適切な維持修繕を景観および環境にも配慮しながら、実施。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園
		6	建設	山北海岸（基石地区）	村上市基石	1,078	T.P.+10.3	護岸、消波工、人工リーフ、消波堤	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、農地、公共用地、その他	JR羽越本線及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園 基石海水浴場
		7	建設	山北海岸（寝屋地区）	村上市寝屋	309	T.P.+8.2	離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、公共用地、その他	国道345号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園
		8	建設	山北海岸（芦谷地区）	村上市芦谷	400	T.P.+8.6	消波堤	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、公共用地、その他	国道345号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園
		9	建設	山北海岸（寒川地区）	村上市寒川	1,246	T.P.+7.7	護岸、消波工、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、農地、公共用地、その他	国道345号が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園 寒川海水浴場

※1:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の嵩上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

表-2.4.1(2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	管理者	配 置		規 模		主要な施設の種類		受益の地域		維持又は修繕の方法	備 考
				区 域	地 区	延長 (m)	目安高 (m)	現況施設	計画施設	地 域	状 況		
新潟北沿岸	下越北ゾーン	10	建設	山北海岸（脇川・松影浜平地区）	村上市脇川～松影浜平	354	T.P.+8.8	護岸	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、公共用地、その他	国道345号が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園
		11	漁港	脇川漁港海岸	村上市脇川（脇川漁港）	750	T.P.+9.3	護岸、離岸堤、消波工	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、公共用地、その他	随時巡視点検を実施し、適切な維持修繕を景観および環境にも配慮しながら、実施。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園
		12	建設	山北海岸（脇川地区）	村上市脇川	475	T.P.+8.8	護岸、消波工	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、農地、公共用地、その他	国道345号が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園
		13	建設	山北海岸（今川地区）	村上市今川	989	T.P.+9.0	護岸、消波工、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、農地、公共用地、その他	国道345号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園 今川海水浴場
		14	建設	山北海岸（板貝地区）	村上市板貝	573	T.P.+7.5	護岸、消波工、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、公共用地、その他	国道345号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園 板貝海水浴場
		15	建設	山北海岸（笹川地区）	村上市笹川	150	T.P.+8.4	護岸	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、農地、公共用地、その他	国道345号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園 笹川海水浴場
		16	漁港	桑川漁港海岸	村上市桑川（桑川漁港）	759	T.P.+8.5	護岸、離岸堤、消波工、突堤	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、農地、公共用地、その他	随時巡視点検を実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を実施。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園
		17	建設	山北海岸（桑川地区）	村上市桑川	1,102	T.P.+8.1	護岸、消波工、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2、養浜工	村上市の一部	住宅地、公共用地、その他	国道345号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持管理・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園 桑川海水浴場
		18	建設	山北海岸（浜新保地区）	村上市浜新保	935	T.P.+8.1	護岸、消波工、人工リーフ	護岸等※1、離岸堤等※2、養浜工	村上市の一部	住宅地、公共用地、その他	国道345号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持管理・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園 浜新保海水浴場

※1:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の嵩上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

表-2.4.1(3) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	管理者	配 置		規 模		主要な施設の種類		受益の地域		維持又は修繕の方法	備 考
				区 域	地 区	延長 (m)	目安高 (m)	現況施設	計画施設	地 域	状 況		
新潟北沿岸	下越北ゾーン	19	建設	村上海岸（馬下地区）	村上市馬下	495	T.P.+10.7	護岸、消波工、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、農地、公共用地、その他	国道345号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園
		20	建設	村上海岸（早川・吉浦地区）	村上市早川～吉浦	3,155	T.P.+7.3	護岸、離岸堤、消波工、人工リーフ	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、農地、公共用地、その他	国道345号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園
		21	建設	村上海岸（柏尾地区）	村上市柏尾	1,732	T.P.+8.3	護岸、消波工、突堤工、消波堤	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、農地、公共用地、その他	国道345号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されている海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園 柏尾海水浴場
		22	建設	村上海岸（間島地区）	村上市間島	1,170	T.P.+8.1	護岸、離岸堤、消波工、人工リーフ	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、農地、公共用地、その他	国道345号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されている海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園
		23	建設	村上海岸（野潟地区）	村上市野潟	1,043	T.P.+8.1	護岸、離岸堤、消波工、消波堤	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、農地、公共用地、その他	国道345号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されている海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園 野潟海水浴場
		24	建設	村上海岸（大月地区）	村上市大月	1,193	T.P.+7.3	護岸、消波工、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、農地、公共用地、その他	国道345号及びJR羽越本線が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園
		25	建設	村上海岸（岩ヶ崎・大月地区）	村上市岩ヶ崎～大月	510	T.P.+7.3	護岸、消波工、人工リーフ	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、農地、公共用地、その他	国道345号及びJR羽越本線が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園
		26	建設	村上海岸（岩ヶ崎地区）	村上市岩ヶ崎	473	T.P.+7.3	護岸	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、農地、公共用地、その他	国道345号及びJR羽越本線が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園

※1:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の嵩上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

表-2.4.1(4) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	管理者	配 置		規 模		主要な施設の種類		受益の地域		維持又は修繕の方法	備 考
				区 域	地 区	延長 (m)	目安高 (m)	現況施設	計画施設	地 域	状 況		
新潟北沿岸	下越北ゾーン	27	建設	村上海岸（瀬波地区）	村上市瀬波字浜	2,491	T.P.+6.5	護岸、離岸堤、消波工、人工リーフ	護岸等※1、離岸堤等※2	村上市の一部	住宅地、公共用地、原野、その他	瀬波温泉施設が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場の利用者が特に多く、施設の重要度が高い海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年12回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園 白砂青松 瀬波温泉海水浴場
		28	港湾	岩船港海岸（温泉町地区）	村上市瀬波温泉（岩船港）	1,115	T.P.+6.5	離岸堤、護岸	護岸等※1	村上市の一部	住宅地、公共用地、原野、その他	海岸直背後は、瀬波温泉を擁し、また海水浴場として特に利用者が多い海岸であり、緩傾斜護岸などの環境整備がなされていることから、海岸利用に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園 瀬波温泉海水浴場
		29	港湾	岩船港海岸（瀬波地区）	村上市瀬波温泉～岩船三日市（岩船港）	2,103	T.P.+6.5	離岸堤、護岸、人工リーフ、突堤	護岸等※1	村上市の一部	住宅地、公共用地、森林、その他	岩船港や瀬波温泉に隣接し、海水浴場として利用者が多い海岸であり、緩傾斜護岸などの環境整備がなされていることから、海岸利用に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園 瀬波温泉海水浴場 岩船海水浴場
	30	港湾	岩船港海岸（岩船南地区）	村上市岩船（岩船港）	1,706	T.P.+5.6	突堤					侵食対策施設として突堤が整備されており、防護機能に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	
	31	建設	神林海岸（塩谷地区）	村上市塩谷	2,471	T.P.+5.6	離岸堤、突堤、護岸、消波堤	護岸等※1、突堤、養浜工	村上市の一部	住宅地、農地、森林、原野、その他	お幕場森林公園及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的な海岸利用者が特に多く、施設の重要度が高い海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて人家連たん区間の荒川河口部から塩谷海岸までは年12回程度、その他の区間は年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。		
	32	建設	中条海岸（桃崎浜地区）	胎内市桃崎浜	2,901	T.P.+5.6	護岸、離岸堤、人工リーフ、養浜工、消波堤	離岸堤等※2、養浜工	胎内市の一部	住宅地、農地、森林	荒川河口管理境界から胎内川河口右岸までの区間について、国道345号や113号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されており、施設の重要度が高い海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、年12回程度実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	桃崎浜地区自然環境保全地域 村松浜海水浴場	
	33	建設	中条海岸（荒井浜地区）	胎内市荒井浜	3,343	T.P.+5.6	護岸、離岸堤	離岸堤等※2、養浜工	胎内市の一部	住宅地、農地、森林	国道113号や一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されており、施設の重要度が高い海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、年12回程度実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。		

※1:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の嵩上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

表-2.4.1(5) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	管理者	配 置		規 模		主要な施設の種類		受益の地域		維持又は修繕の方法	備 考	
				区 域	地 区	延長 (m)	目安高 (m)	現況施設	計画施設	地 域	状 況			
新潟北沿岸	下越南ゾーン	34	建設	中条海岸（笹口浜地区）	胎内市笹口浜	2,068	T.P.+5.6	離岸堤、突堤、消波堤	離岸堤等※2	胎内市の一部	住宅地、農地、森林	国道113号や一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、施設の重要度の高い海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて胎内川から胎内風力発電所までの区間は年12回程度、その他の区間は、防護上、利用上の影響が少ないことから年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。		
		35	建設	中条海岸（中村浜地区）	胎内市中村浜	2,369	T.P.+5.6					国道113号や一部区間に住家が近接しており、侵食対策として保安林施設が整備されている。新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。		
		36	建設	中条海岸（村松浜地区）	胎内市村松浜	2,889	T.P.+5.6					村松浜海水浴場	国道113号や一部区間に住家が近接しており、侵食対策として保安林施設が整備されている。また、海水浴場として利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、年3回程度、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	
		37	建設	紫雲寺海岸（藤塚浜地区）	新発田市藤塚浜	1,904	T.P.+5.6	人工リーフ、養浜工				藤塚浜海水浴場	紫雲寺記念公園があり、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場の利用者が特に多く、施設の重要度の高い海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて松浜漁港区域境から紫雲寺記念公園までの区間は年12回程度、その他の区間は、防護上・利用上の影響が少ないため、年1回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	
		38	建設	聖籠海岸（次第浜地区）	聖籠町大字次第浜	1,050	T.P.+6.4	護岸、養浜工	護岸等※1、離岸堤等※2、突堤、養浜工	聖籠町の一部	住宅地、海浜公園、農地、森林	次第浜海水浴場	社会福祉施設や住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海岸利用があり、施設の重要度の高い海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて施設がある区間は年12回程度、次第浜海水浴場がある区間は年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	
		39	港湾	新潟港海岸（聖籠海岸地区）	聖籠町大字網代浜～次第浜（新潟港）	2,521	T.P.+5.6	突堤、護岸、消波工	護岸等※1、離岸堤等※2、突堤、養浜工	聖籠町の一部	住宅地、農地、工業用地、森林	網代浜海水浴場	海水浴場や海洋レクリエーションの拠点として年間を通じて利用者が多い海岸であり、緩傾斜護岸などの環境整備がなされていることから、海岸利用に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	
40	港湾	新潟港海岸（松浜海岸地区）	新潟市北区松浜8丁目～太郎代（新潟港）	7,503	T.P.+8.0	護岸、消波工、消波堤、突堤、離岸堤、堤防	護岸等※1、離岸堤等※2、突堤、養浜工	新潟市の一部	住宅地、農地、工業用地、森林	鳥見浜海水浴場	海岸背後の一部が石油コンビナート等特別防災区域であること及び海水浴場として利用者が多い海岸であることから、防護機能及び海岸利用に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。			

※1:施設の種類の詳細等は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2:施設の種類の詳細等は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の嵩上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

表-2.4.1(6) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	管理者	配 置		規 模		主要な施設の種類		受益の地域		維持又は修繕の方法	備 考
				区 域	地 区	延長 (m)	目安高 (m)	現況施設	計画施設	地 域	状 況		
新潟北沿岸	新潟ゾーン	41	港湾	新潟港海岸（東海岸地区）	新潟市東区臨港町～松浜町（新潟港）	3,874	T.P.+5.8	堤防、突堤、離岸堤、護岸、消波工、人工リーフ	護岸等※1、離岸堤等※2、突堤、養浜工	新潟市の一部	市街地、工業用地、農地、住宅地、その他（新潟空港）	海岸背後の一部が石油コンビナート等特別防災区域であるほか、新潟空港やゼロメートル地帯の住宅密集地を抱えていること及び海水浴場として利用者が多い海岸であり、緩傾斜護岸などの環境整備がなされていることから、防護機能及び海岸利用に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	山の下船江町浜海水浴場
		42	港湾	新潟港海岸（西海岸地区）	新潟市中央区西船見町（新潟港）	2,475	T.P.+5.8	護岸、突堤、離岸堤、人工リーフ、養浜工	護岸等※1、離岸堤等※2、突堤、養浜工	新潟市の一部	市街地・工業用地農地・住宅地	海岸背後は住宅地を抱えていること及び海水浴場として利用者が多い海岸であることから、防護機能及び海岸利用に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	日和山浜海水浴場
		43	建設	新潟海岸（寄居浜・関屋地区）	新潟市中央区窪田町～関屋	3,862	T.P.+5.8	護岸、突堤、離岸堤、人工リーフ、養浜工、ヘッドランド、消波工	護岸等※1、離岸堤等※2、ヘッドランド、養浜工	新潟市の一部	市街地・工業用地農地・住宅地	（寄居浜地区） 海岸背後は住宅地を抱えていること及び海水浴場として利用者が多い海岸であることから、防護機能及び海岸利用に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。 （関屋地区） 海岸背後は住宅地を抱えていること及び海水浴場として利用者が多い海岸であることから、防護機能及び海岸利用に支障を来さぬよう、直轄により侵食対策施設が整備されている。直轄整備期間は、週1回以上の巡視を行う。直轄整備完了後は、新潟県河川海岸巡視要綱に基づいた巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	協定海岸 関屋浜海水浴場
		44	建設	新潟海岸（青山地区）	新潟市西区青山地区	7,884	T.P.+4.7	緩傾斜護岸、離岸堤、人工リーフ、ヘッドランド、養浜工、消波堤	護岸等※1、離岸堤等※2、養浜工	新潟市の一部	住宅地、農地、林地、砂浜	市街地があり、一部区間では直轄により侵食対策施設が整備・管理されている。直轄整備期間は、週1回以上の巡視を行う。直轄整備完了後は県管理区間と合わせて新潟県河川海岸巡視要綱に基づいた巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	青山海岸海水浴場
		45	漁港	新川漁港海岸	新潟市西区五十嵐三の町（新川漁港）	480	T.P.+4.8	離岸堤、突堤、護岸				定期巡視を年3回、異常気象時はその都度実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		46	建設	新潟海岸（内野浜地区）	新潟市西区上新町	2,649	T.P.+4.8	人工リーフ	離岸堤等※2、養浜工	新潟市の一部	森林・公共用地保安林	国道402号が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園 内野浜海水浴場

※1:施設の種類の詳細等は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2:施設の種類の詳細等は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の嵩上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

表-2.4.1(7) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	管理者	配 置		規 模		主要な施設の種類		受益の地域		維持又は修繕の方法	備 考
				区 域	地 区	延長 (m)	目安高 (m)	現況施設	計画施設	地 域	状 況		
新潟北沿岸	新潟ゾーン	47	漁港	巻漁港海岸	新潟市西蒲区角田浜(巻漁港)	228	T.P.+3.9	離岸堤、消波堤				定期巡視を年3回、異常気象時はその都度実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦山園定公園
		48	建設	巻海岸(角田・越前・四ツ郷屋地区)	新潟市西蒲区角田浜～西區四ツ郷屋	9,156	T.P.+3.9	護岸、消波工、離岸堤、人工リーフ、消波堤、突堤	護岸等※1、離岸堤等※2、養浜工	新潟市の一部	住宅地、森林、公共用地、保安林	国道402号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦山園定公園 四ツ郷屋浜海水浴場 越前浜海水浴場 角田浜海水浴場
		49	建設	巻海岸(五ヶ浜・角田地区)	新潟市西蒲区角海浜～五ヶ浜	2,710	T.P.+3.9	護岸、離岸堤				国道402号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されていることから新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦山園定公園 浦浜海水浴場
	50	建設	岩室海岸(下山地区)	新潟市西蒲区間瀬	174	T.P.+3.9	護岸、人工リーフ					国道402号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦山園定公園 間瀬下山海水浴場
	51	漁港	間瀬漁港海岸	新潟市西蒲区間瀬(間瀬漁港)	822	T.P.+3.9	護岸、離岸堤					新潟県漁港巡視点検要綱に基づき通常巡視を年4回程度、定期点検を年1回実施し、景観および環境にも配慮しながら、施設の適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦山園定公園
	52	建設	岩室海岸(間瀬地区)	新潟市西蒲区間瀬	2,041	T.P.+4.0	護岸、人工リーフ、離岸堤、消波工	離岸堤等※2	新潟市の一部	住宅地、公共用地	国道402号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦山園定公園 田ノ浦海水浴場 間瀬下山海水浴場	
	53	港湾	寺泊港海岸(寺泊地区)	長岡市寺泊(寺泊港)	2,343	T.P.+5.3	護岸、離岸堤、突堤	護岸等※1、離岸堤等※2	長岡市の一部	住宅地、その他	海水浴場や海洋レクリエーションの拠点として、また背後には魚の市場通り等の観光地として年間を通じて特に利用者が多い海岸であることから、海岸利用に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦山園定公園 寺泊中央海水浴場	
	54	建設	寺泊・出雲崎海岸(山田～田ノ尻地区)	長岡市寺泊金山～山田	6,430	T.P.+5.2	離岸堤、護岸、消波堤、養浜工	護岸等※1、離岸堤等※2、養浜工	長岡市の一部	住宅地、農地	国道402号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年12回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	金山海水浴場	
	55	建設	寺泊・出雲崎海岸(井鼻・久田地区)	出雲崎町大字井鼻～久田	3,370	T.P.+4.9	離岸堤、護岸、消波堤	離岸堤等※2	出雲崎町の一部	住宅地、農地	国道402号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年4回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	井鼻海水浴場	

※1:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の嵩上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

表-2.4.1(8) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	管理者	配 置		規 模		主要な施設の種類		受益の地域		維持又は修繕の方法	備 考
				区 域	地 区	延長 (m)	目安高 (m)	現況施設	計画施設	地 域	状 況		
新潟北沿岸	中越ゾーン	56	漁港	出雲崎漁港海岸	出雲崎町尼瀬～羽黒町(出雲崎漁港)	3,191	T.P.+5.8	護岸、離岸堤、突堤	護岸等※1、離岸堤等※2	出雲崎町の一部	住宅地、農地	新潟県漁港巡視点検要綱に基づき通常巡視を年4回程度、定期点検を年1回実施し、施設の適切な維持・修繕を行う。	
		57	建設	出雲崎朝日海岸(勝見～尼瀬地区)	出雲崎町勝見～尼瀬	1,870	T.P.+5.8	離岸堤、護岸、消波堤、突堤	護岸等※1、離岸堤等※2	出雲崎町の一部	住宅地、農地	国道402号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年31回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	
		58	建設	出雲崎朝日海岸(石地地区)	柏崎市西山町石地	330	T.P.+5.6	護岸、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	柏崎市の一部	住宅地、森林 公共用地(国道)	国道352号が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的な海岸利用者が特に多く、施設の重要度が高いことから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年12回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	
		59	漁港	石地漁港海岸	柏崎市西山町石地(石地漁港)	1,035	T.P.+5.9	護岸、離岸堤、波除堤	護岸等※1、離岸堤等※2	柏崎市の一部	住宅地、その他	台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年2回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
	60	建設	柏崎朝日海岸(椎谷・大崎・石地地区)	柏崎市坂之下～柏崎市西山町石地	4,550	T.P.+4.4	護岸、離岸堤、消波工、人工リーフ、突堤	離岸堤等※2	柏崎市の一部	住宅地、農地、森林、公共用地(国道)	国道352号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場の利用者が特に多く、施設の重要度が高い海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年12回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	石地海水浴場 大崎海水浴場 長浜海水浴場	
	61	漁港	高浜漁港海岸	柏崎市椎谷(高浜漁港)	194	T.P.+5.2	離岸堤、護岸、突堤				台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年2回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
	62	建設	柏崎海岸(椎谷・宮川・荒浜地区)	柏崎市宮川～椎谷	4,900	T.P.+4.5	護岸、消波堤、離岸堤、人工リーフ				国道352号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的な海岸利用者や、一部区間に海水浴場の利用者が特に多く、施設の重要度が高いことから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて海水浴場と施設が近接している柏崎市宮川は年12回程度、住宅が近接している柏崎市椎谷及び柏崎市大湊は年3回程度、柏崎市青山町及び柏崎市荒浜4丁目目は防護上・利用上の影響が少ないため、年1回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	高浜海水浴場	
	63	漁港	荒浜漁港海岸	柏崎市松波～荒浜(荒浜漁港)	3,610	T.P.+4.4	離岸堤				台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年2回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
64	建設	柏崎海岸(荒浜地区)	柏崎市東港町～安政町	2,378	T.P.+4.6	護岸、離岸堤、人工リーフ、突堤	養浜工	柏崎市の一部	住宅地、工業用地、森林	海岸公園が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴所湯の利用者が特に多く、施設の重要度が高い海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年12回程度の巡視を実施し施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	中央海水浴場		

※1:施設の種類の詳細等は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2:施設の種類の詳細等は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の嵩上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

表-2.4.1(9) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	管理者	配 置		規 模		主要な施設の種類		受益の地域		維持又は修繕の方法	備 考
				区 域	地 区	延長 (m)	目安高 (m)	現況施設	計画施設	地 域	状 況		
新潟北沿岸	柏崎ゾーン	65	港湾	柏崎港海岸(柏崎地区)	柏崎市西港町(柏崎港)	936	T.P.+5.5	護岸、突堤	護岸等※1、離岸堤等※2	柏崎市の一部	住宅地	背後に住宅地を抱えていること及び海水浴場や海洋レクリエーションの拠点として特に利用者が多い海岸であり緩傾斜護岸などの環境整備がなされていることから、防護機能及び海岸利用に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき年2回および台風来襲時に巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	
		66	港湾	柏崎港海岸(鯨波地区)	柏崎市東の輪町(柏崎港)	1,100	T.P.+5.5	護岸、離岸堤、人工リーフ	護岸等※1、離岸堤等※2	柏崎市の一部	住宅地	海水浴場や海洋レクリエーションの拠点として背後には海の家や駐車場等が存在し夏季には多くの利用者が訪れる海岸であることから、防護機能及び海岸利用に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき年2回および台風来襲時に巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	番神・西番神海水浴場 東の輪海水浴場
		67	建設	柏崎海岸(鯨波地区)	柏崎市鯨波	942	T.P.+6.1	護岸、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2、 養浜工	柏崎市の一部	住宅地、森林、 その他(鉄道)	JR信越本線及び住宅地が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場の利用者が多く、施設の重要度が高い海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、年12回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園、米山福浦八景県立自然公園 鯨波海水浴場
		68	建設	柏崎海岸(西鯨波地区)	柏崎市西鯨波	444	T.P.+6.1	人工リーフ	護岸等※1、離岸堤等※2	柏崎市の一部	森林、その他 (鉄道、国道)	JR信越本線及び民宿が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場の利用者が多く、施設の重要度が高い海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園、米山福浦八景県立自然公園 西鯨波海水浴場
		69	建設	柏崎海岸(青海川地区)	柏崎市青海川	700	T.P.+5.9		護岸等※1、離岸堤等※2	柏崎市の一部	住宅地、農地、 森林、その他 (鉄道)	JR信越本線及び住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園、米山福浦八景県立自然公園 青海川海水浴場
		70	建設	柏崎海岸(笠島・上輪新田地区)	柏崎市笠島～上輪新田	1,755	T.P.+6.1	護岸	護岸等※1、離岸堤等※2	柏崎市の一部	森林、農地、 その他(鉄道)	新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、当該区間は防護上・利用上の影響が少ないため、年1回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園、米山福浦八景県立自然公園
		71	建設	柏崎海岸(上輪地区)	柏崎市上輪	630	T.P.+5.5	護岸、離岸堤				住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場の利用者が多く、施設の重要度が高いため、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年12回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園、米山福浦八景県立自然公園 上輪海水浴場
	上越ゾーン	72	建設	柏崎海岸(米山地区)	柏崎市米山町	1,000	T.P.+6.0	護岸、離岸堤、人工リーフ、 消波堤、消波工	護岸等※1、離岸堤等※2	柏崎市の一部	住宅地、農地、 森林、その他 (鉄道)	JR信越本線及び住家が近接しており、浸食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されている海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園、米山福浦八景県立自然公園 米山海水浴場

※1:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の嵩上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

表-2.4.1(10) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	管理者	配 置		規 模		主要な施設の種類		受益の地域		維持又は修繕の方法	備 考
				区 域	地 区	延長 (m)	目安高 (m)	現況施設	計画施設	地 域	状 況		
新潟北沿岸	上越ゾーン	73	建設	柿崎海岸（柿崎竹鼻地区）	上越市柿崎区柿崎～竹鼻	4,535	T.P.+5.8	護岸、離岸堤、人工リーフ	護岸等※1、離岸堤等※2、養浜工	上越市の一部	その他	JR信越本線及び一部区間に国道8号、県道、住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されている海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて柿崎中央海水浴場付近は年3回程度、その他の区間は防護上・利用上の影響が少ないため、年1回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	柿崎中央海水浴場
		74	漁港	柿崎漁港海岸	上越市柿崎区直海浜（柿崎漁港）	419	T.P.+5.6	離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	上越市の一部	その他	年3回程度目視による点検を実施。施設に異常がある場合は、危険防止のための適切な措置を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		75	建設	柿崎海岸（上下浜～直海浜地区）	上越市柿崎区上下浜～直海浜	3,830	T.P.+5.3	護岸、消波堤、消波工、人工リーフ	離岸堤等※2	上越市の一部	住宅地、公共用地、保安林、その他	県道及び一部区間に住家、社会福祉施設が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場等として利用されている海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて施設がある上下浜地区から柿崎漁港区間は年3回程度、その他の区間は防護上・利用上の影響が少ないため、年1回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	
		76	漁港	大潟漁港海岸	上越市大潟区洪柿浜（大潟漁港）	490	T.P.+6.6	消波堤、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	上越市の一部	森林、その他	年3回程度目視による点検を実施。施設に異常がある場合は、危険防止のための適切な措置を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		77	建設	大潟海岸（犀潟浜～雁子浜地区）	上越市大潟区犀潟～雁子浜	6,142	T.P.+5.6	護岸、消波堤、離岸堤、人工リーフ、消波工、突堤	護岸等※1、離岸堤等※2、突堤、養浜工	上越市の一部	農用地、保安林、その他	県道、市道及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場等の利用者が多く、施設の重要度が高い海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて施設の利用が多い洪柿浜地区は年12回程度、鶴の浜海水浴場付近は年3回程度、その他の区間は防護上・利用上影響が少ないため、年1回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	鶴の浜海水浴場
		78	建設	上越海岸（夷浜・西ヶ窪浜地区）	上越市夷浜～西ヶ窪浜	1,166	T.P.+5.6	護岸、突堤、離岸堤、消波工	護岸等※1、離岸堤等※2	上越市の一部	農用地、保安林、その他	県道、市道及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて年12回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	
		79	港湾	直江津港海岸（東海岸地区）	上越市黒井～夷浜（直江津港）	1,744	T.P.+4.9	堤防、離岸堤、消波工、突堤、護岸				背後に保安林を擁していることから、防護機能に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	
		80	港湾	直江津港海岸（西海岸地区）	上越市中央（直江津港）	1,200	T.P.+4.4	堤防、離岸堤、突堤、樋門・樋管、護岸				背後に住宅地を抱えていることから、防護機能に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	

※1:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の嵩上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

表-2.4.1(11) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	管理者	配 置		主要な施設の種類				受益の地域		維持又は修繕の方法	備 考		
				区 域	地 区	規 模		現況施設	計画施設	地 域	状 況				
						延長 (m)	目安高 (m)								
新潟北沿岸	上越ゾーン	81	建設	上越海岸（虫生岩戸・五智園分・居多地区）	上越市虫生岩戸～中央	3,142	T.P.+4.6	護岸、消波堤、離岸堤、人工リーフ、消波工					水族館、小学校、社会福祉施設、市道等の公共施設や一部区間では住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場等の利用者が特に多く、施設の重要度が高い海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて郷津地区人家連たん区間は年12回程度、その他の区間は年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	久比岐県立自然公園 なおえつ海水浴場	
		82	建設	上越海岸（長浜・虫生岩戸地区）	上越市長浜～虫生岩戸	1,826	T.P.+5.5	護岸、離岸堤、消波堤					国道8号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的な海岸利用が多いことから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて、背後に住家がある区間は年12回程度、その他の区間は防護上・利用上の影響が少ないため、年1回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	久比岐県立自然公園	
		83	建設	直江津海岸（有間川・長浜地区）	上越市有間川～長浜	3,375	T.P.+4.4	護岸、消波堤、離岸堤、人工リーフ、消波工	離岸堤等※2	上越市の一部	住宅地、その他		国道8号、日本海ひすいライン及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場等の利用者が特に多く、施設の重要度が高い海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて長浜地区人家連たん区間は年12回程度、その他の区間は防護上・利用上の影響が少ないため、年1回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	久比岐県立自然公園 たにま海水浴場	
		84	漁港	有間川漁港海岸	上越市平浜（有間川漁港）	287	T.P.+4.5								久比岐県立自然公園
		85	建設	直江津・名立海岸（茶屋ヶ原～有間川地区）	上越市茶屋ヶ原～有間川	3,031	T.P.+6.9	離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	上越市の一部	住宅地、公共用地		国道8号及び一部区間に日本海ひすいライン、住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて有間川地区人家連たん区間は年3回程度、その他の区間は防護上・利用上の影響が少ないことから、年1回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	久比岐県立自然公園	

※1:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の嵩上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

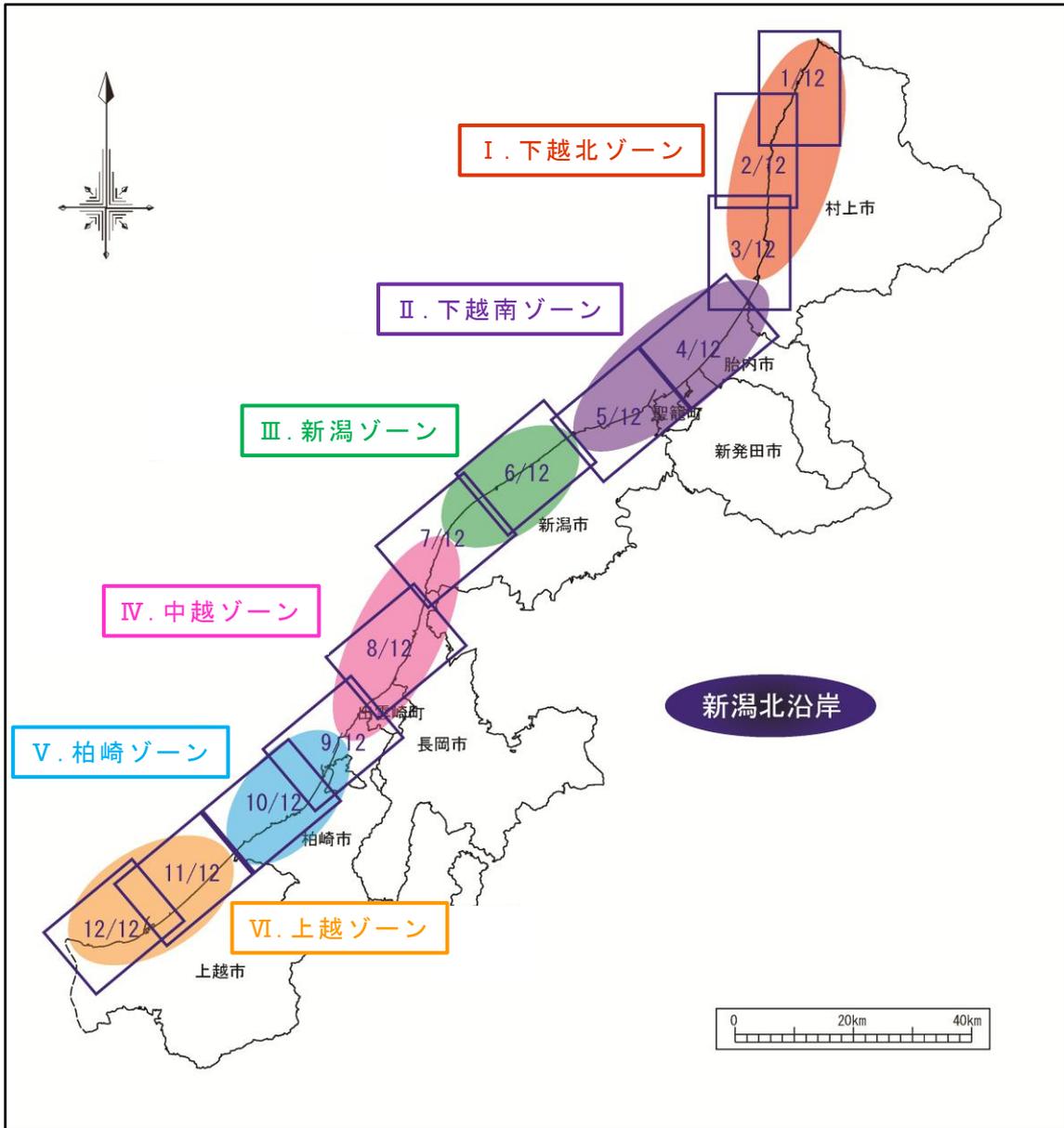


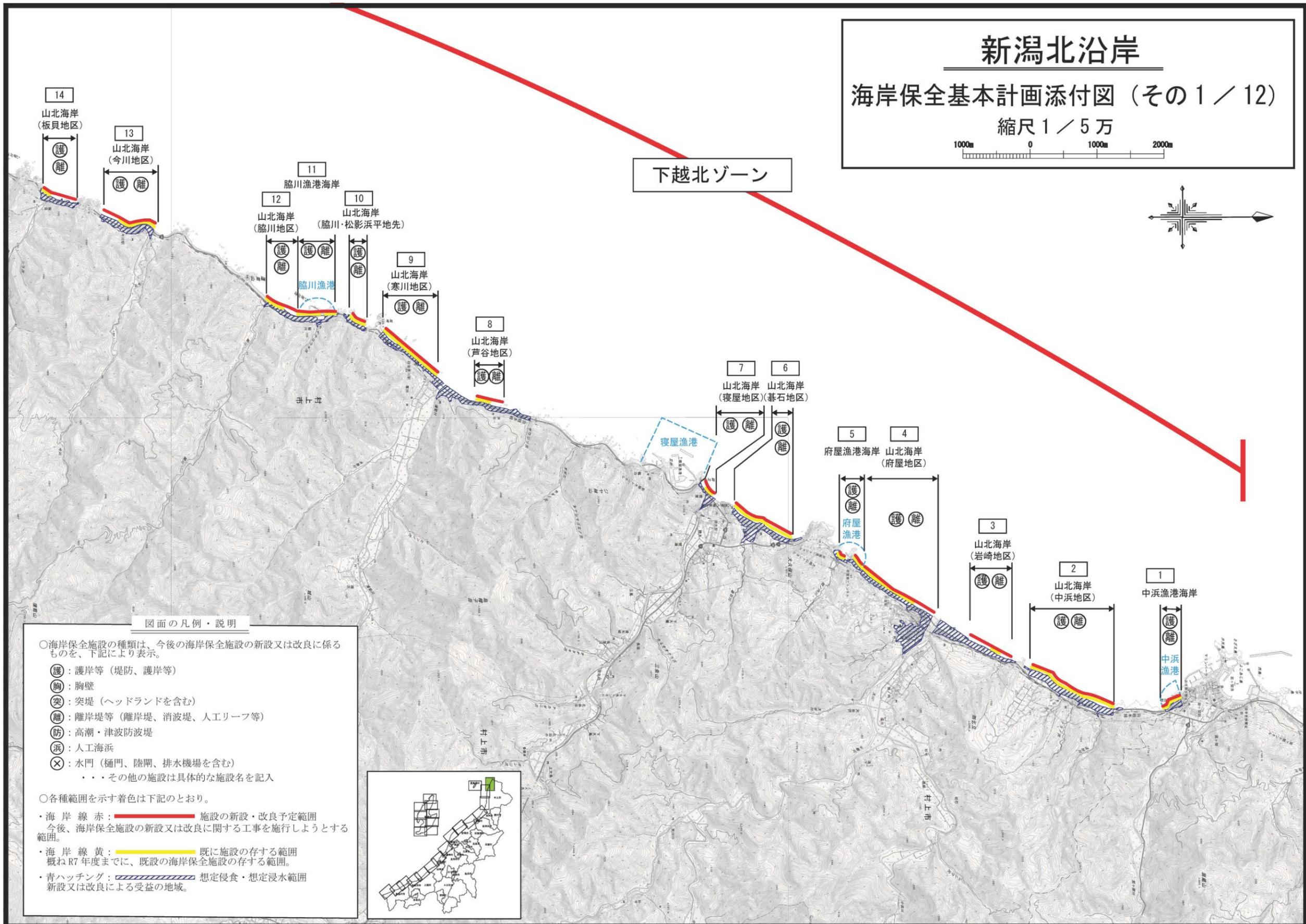
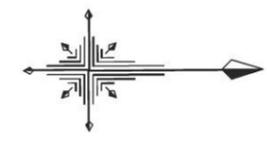
図-2.4.1 新潟北沿岸における海岸保全基本計画添付図の位置図

新潟北沿岸

海岸保全基本計画添付図 (その1 / 12)

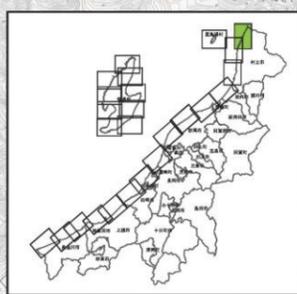
縮尺 1 / 5 万

下越北ゾーン



図面の凡例・説明

- 海岸保全施設の種類は、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。
- 護：護岸等（堤防、護岸等）
- 胸：胸壁
- 突：突堤（ヘッドランドを含む）
- 離：離岸堤等（離岸堤、消波堤、人工リーフ等）
- 防：高潮・津波防波堤
- 浜：人工海浜
- 水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
- ・・・その他の施設は具体的な施設名を記入
- 各種範囲を示す着色は下記のとおり。
- ・海岸線 赤：施設の新設・改良予定範囲
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- ・海岸線 黄：既に施設の存する範囲
概ねR7年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
- ・青ハッチング：想定侵食・想定浸水範囲
新設又は改良による受益の地域。



「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7Jhf 399」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

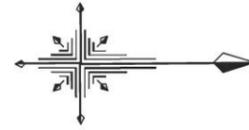
図面の凡例・説明

○海岸保全施設の種類の、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。

- 護：護岸等（堤防、護岸等）
- 胸：胸壁
- 突：突堤（ヘッドランドを含む）
- 離：離岸堤等（離岸堤、消波堤、人工リーフ等）
- 防：高潮・津波防波堤
- 浜：人工海浜
- ×：水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
- ・・・その他の施設は具体的な施設名を記入

○各種範囲を示す着色は下記のとおり。

- ・海岸線 赤：施設の新設・改良予定範囲
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- ・海岸線 黄：既に施設の存する範囲
概ねR7年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
- ・青ハッチング：想定侵食・想定浸水範囲
新設又は改良による受益の地域。



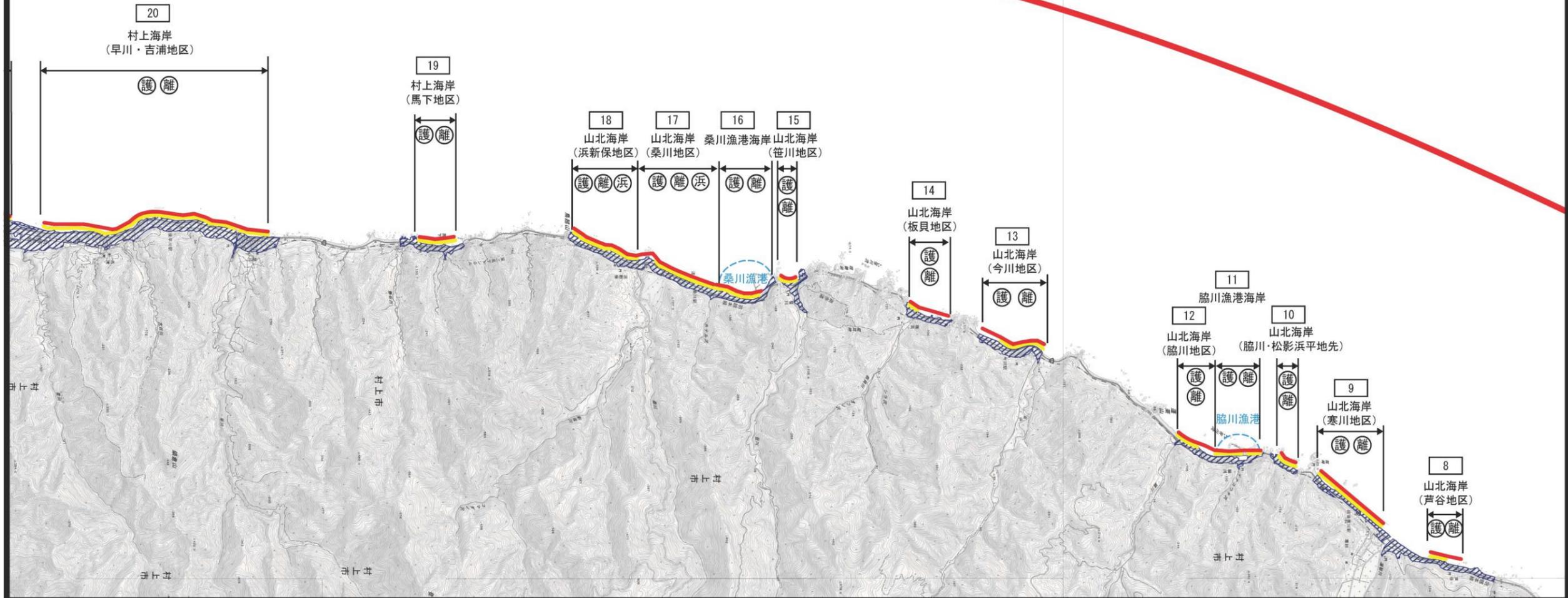
新潟北沿岸

海岸保全基本計画添付図（その2 / 12）

縮尺 1 / 5 万



下越北ゾーン

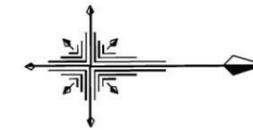


「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7Jhf 399」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

新潟北沿岸

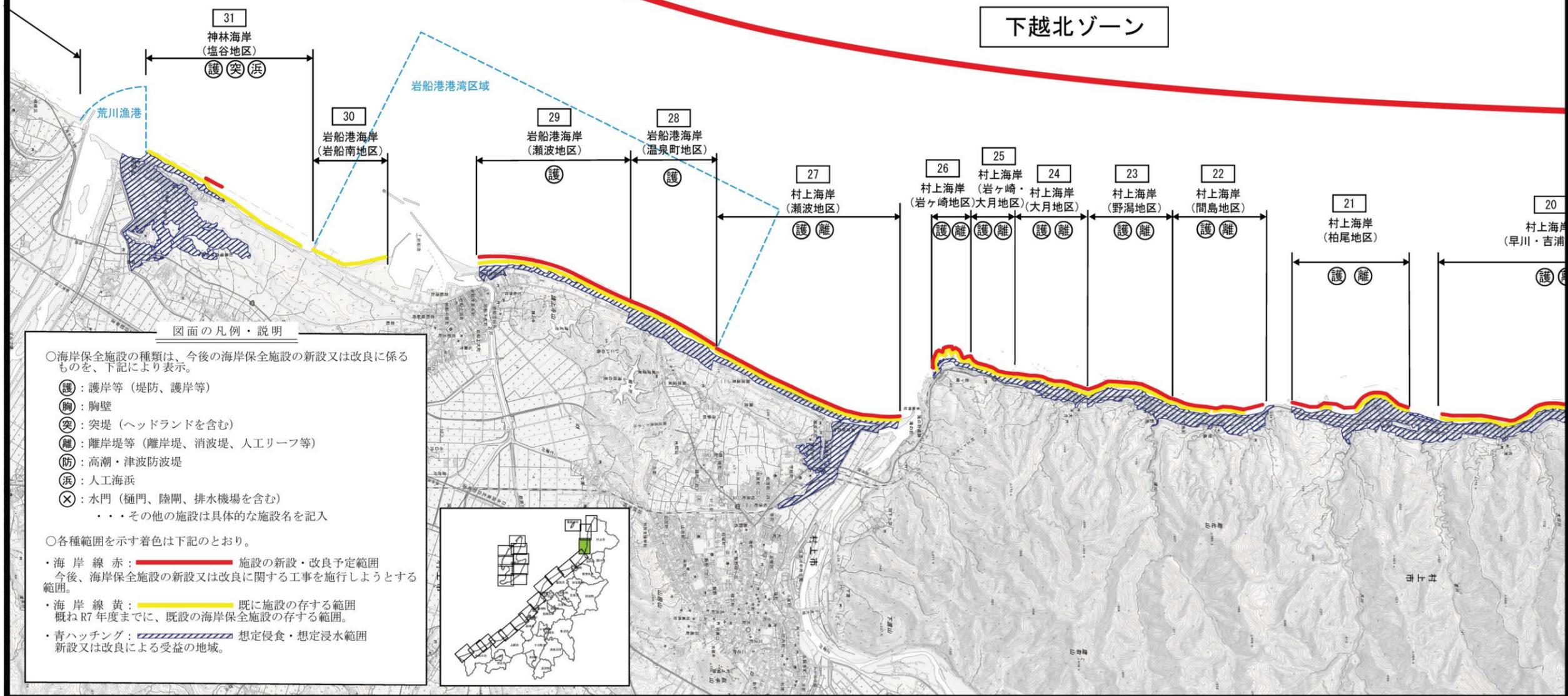
海岸保全基本計画添付図 (その3 / 12)

縮尺 1 / 5 万



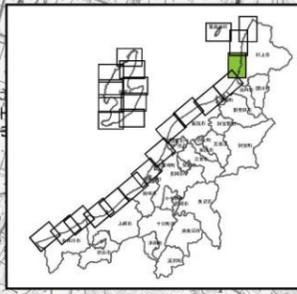
下越南ゾーン

下越北ゾーン



図面の凡例・説明

- 海岸保全施設の種類は、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。
- 護：護岸等（堤防、護岸等）
- 胸：胸壁
- 突：突堤（ヘッドランドを含む）
- 離：離岸堤等（離岸堤、消波堤、人工リーフ等）
- 防：高潮・津波防波堤
- 浜：人工海浜
- 水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
・・・その他の施設は具体的な施設名を記入
- 各種範囲を示す着色は下記のとおり。
- 海岸線 赤：施設の新設・改良予定範囲
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- 海岸線 黄：既に施設の存する範囲
概ねR7年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
- 青ハッチング：想定侵食・想定浸水範囲
新設又は改良による受益の地域。



「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7Jhf 399」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

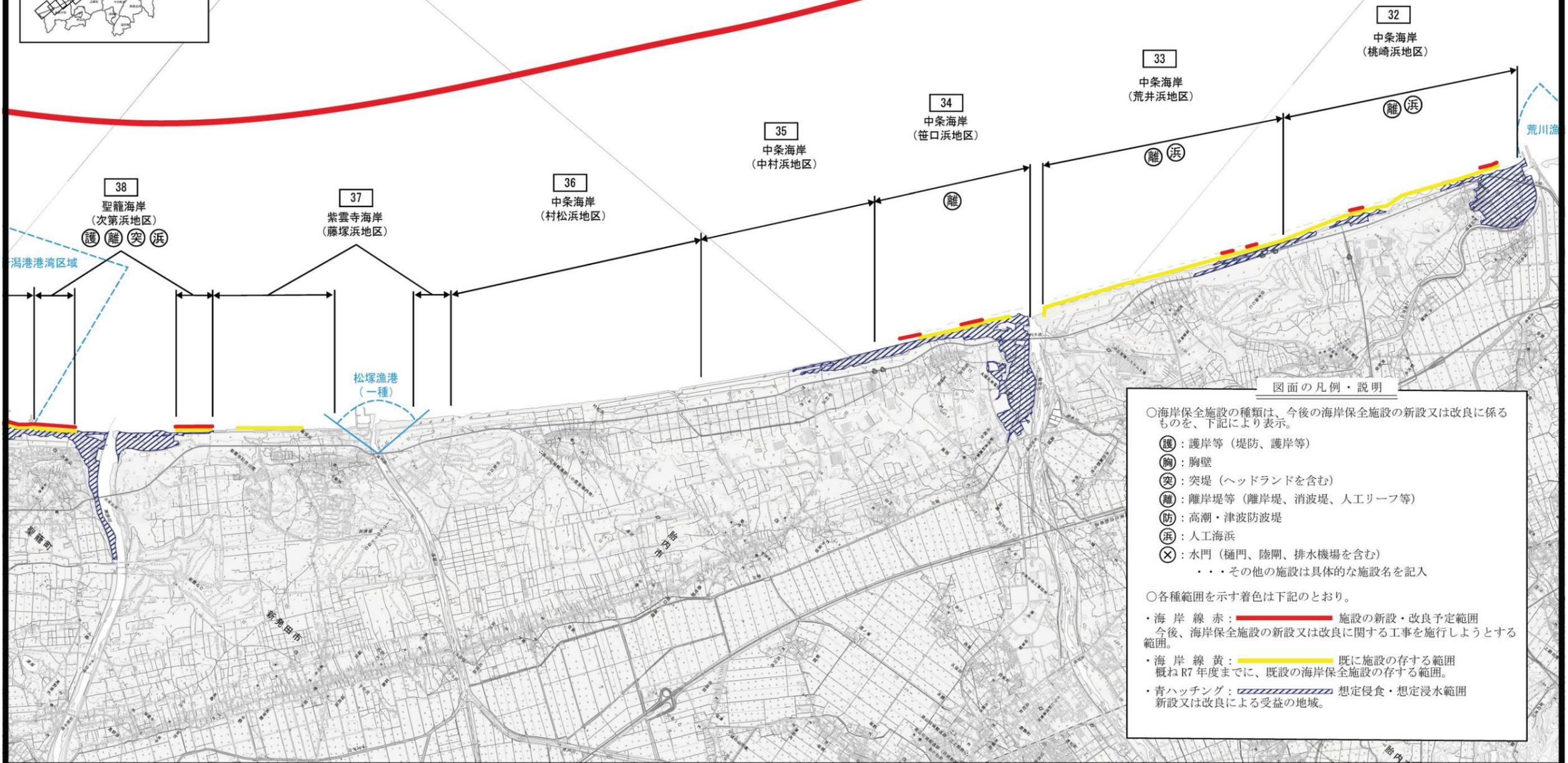
新潟北沿岸

海岸保全基本計画添付図 (その4 / 12)

縮尺 1 / 5 万



下越南ゾーン



図面の凡例・説明

- 海岸保全施設の種類の、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。
- 護：護岸等（堤防、護岸等）
- 胸：胸壁
- 突：突堤（ヘッドランドを含む）
- 離：離岸堤等（離岸堤、消波堤、人工リーフ等）
- 防：高潮・津波防波堤
- 浜：人工海浜
- ×：水門（樋門、陸門、排水機場を含む）
- ・・・その他の施設は具体的な施設名を記入

- 各種範囲を示す着色は下記のとおり。
- ・海岸線 赤：施設の新設・改良予定範囲
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- ・海岸線 黄：既に施設の存する範囲
概ねR7年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
- ・青ハッチング：想定侵食・想定浸水範囲
新設又は改良による受益の地域。

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7Jhf 399」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

新潟北沿岸

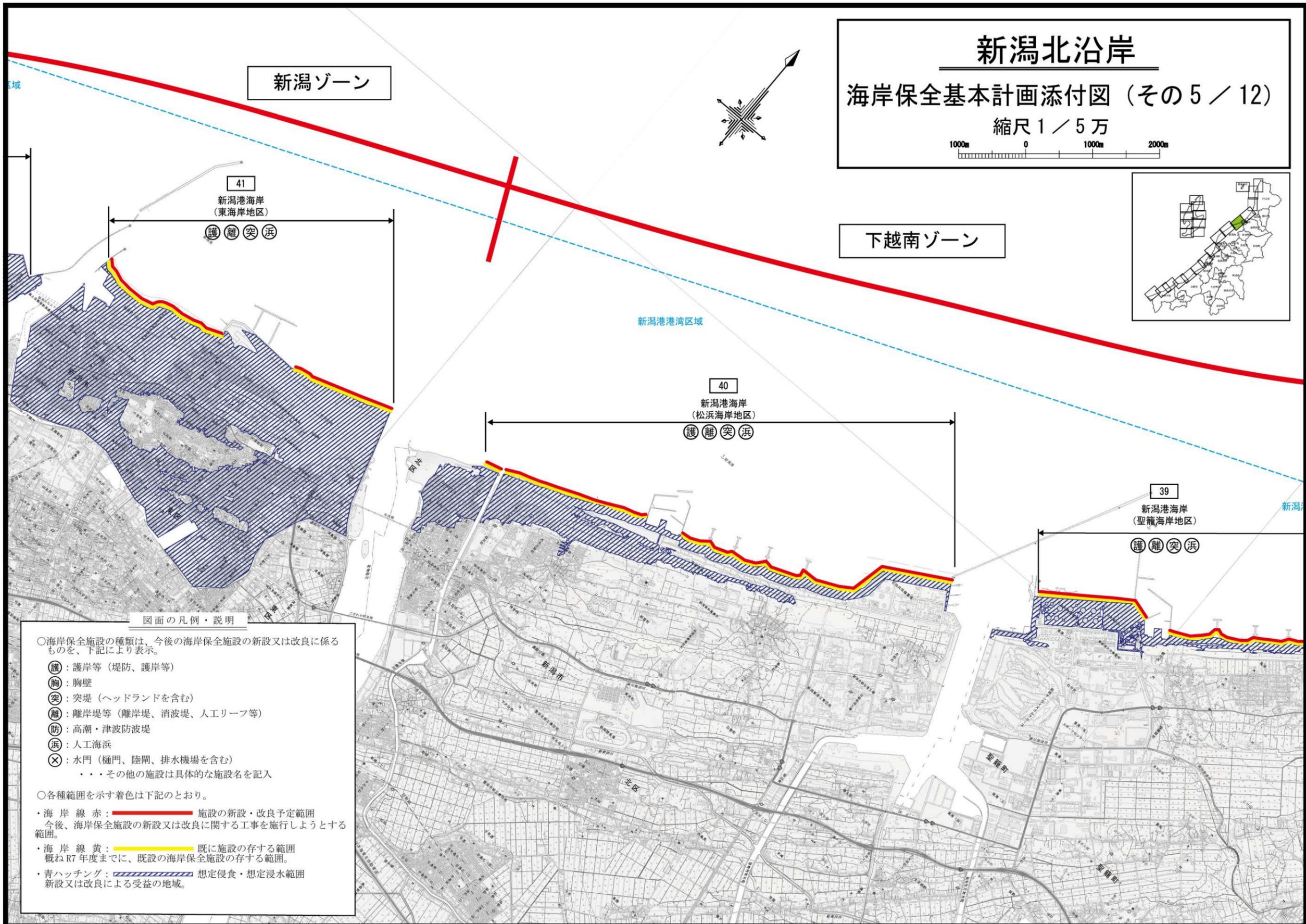
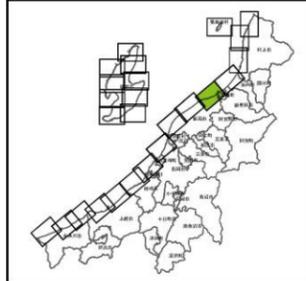
海岸保全基本計画添付図（その5 / 12）

縮尺 1 / 5 万



新潟ゾーン

下越南ゾーン



図面の凡例・説明

- 海岸保全施設の種類は、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。
- 護：護岸等（堤防、護岸等）
- 胸：胸壁
- 突：突堤（ヘッドランドを含む）
- 離：離岸堤等（離岸堤、消波堤、人工リーフ等）
- 防：高潮・津波防波堤
- 浜：人工海浜
- ⊗：水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
・・・その他の施設は具体的な施設名を記入
- 各種範囲を示す着色は下記のとおり。
- ・海岸線赤：施設の新設・改良予定範囲
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- ・海岸線黄：既に施設の存する範囲
概ねR7年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
- ・青ハッチング：想定侵食・想定浸水範囲
新設又は改良による受益の地域。

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7Jhf 399」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

新潟北沿岸

海岸保全基本計画添付図（その6 / 12）

縮尺 1 / 5 万



新潟ゾーン

46
新潟海岸
(内野浜地区)

○ 離 浜

45
新川漁港海岸

新川漁港
(一種)

44
新潟海岸
(青山地区)

○ 護 離 浜

43
新潟海岸
(寄居浜・関屋地区)

○ 護 離 突 浜

(関屋地区)

(寄居浜地区)

42
新潟港海岸
(西海岸地区)

○ 護 離 突 浜

図面の凡例・説明

○海岸保全施設の種類の、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。

- 護：護岸等（堤防、護岸等）
- 胸：胸壁
- 突：突堤（ヘッドランドを含む）
- 離：離岸堤等（離岸堤、消波堤、人工リーフ等）
- 防：高潮・津波防波堤
- 浜：人工海浜
- ×：水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
- ・・・その他の施設は具体的な施設名を記入

○各種範囲を示す着色は下記のとおり。

- ・海岸線 赤：施設の新設・改良予定範囲
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- ・海岸線 黄：既に施設の存する範囲
概ねR7年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
- ・青ハッチング：想定侵食・想定浸水範囲
新設又は改良による受益の地域。

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7JHf 399」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

新潟北沿岸

海岸保全基本計画添付図 (その7 / 12)

縮尺 1 / 5 万



新潟ゾーン

中越ゾーン



48
巻海岸
(角田・越前・四ツ郷屋地区)

(護 離 浜)

47
巻漁港海岸

巻漁港
(一種)

49
巻海岸
(五ヶ浜・角田地区)

52
岩室海岸
(間瀬地区)

51
間瀬漁港海岸

50
岩室海岸
(下山地区)

間瀬漁港
(二種)

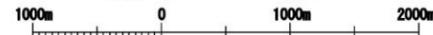
図面の凡例・説明

- 海岸保全施設の種類は、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。
- (護) : 護岸等 (堤防、護岸等)
- (胸) : 胸壁
- (突) : 突堤 (ヘッドランドを含む)
- (離) : 離岸堤等 (離岸堤、消波堤、人工リーフ等)
- (防) : 高潮・津波防波堤
- (浜) : 人工海浜
- (×) : 水門 (樋門、陸閘、排水機場を含む)
・・・その他の施設は具体的な施設名を記入
- 各種範囲を示す着色は下記のとおり。
- ・海岸線 赤 : 施設の新設・改良予定範囲
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- ・海岸線 黄 : 既に施設の存する範囲
概ねR7年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
- ・青ハッチング : 想定侵食・想定浸水範囲
新設又は改良による受益の地域。

新潟北沿岸

海岸保全基本計画添付図（その8 / 12）

縮尺 1 / 5 万



中越ゾーン

寺泊港湾区域

53

寺泊港海岸
(寺泊地区)

54

寺泊・出雲崎海岸
(山田～田ノ尻地区)

護 離 浜

56

出雲崎漁港海岸

護 離

55

寺泊・出雲崎海岸
(井ノ鼻・久田地区)

護 離

出雲崎漁港

図面の凡例・説明

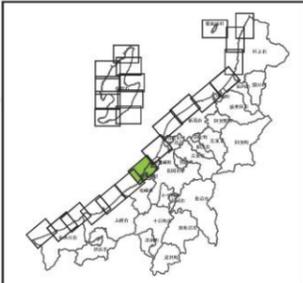
- 海岸保全施設の種類は、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。
- 護：護岸等（堤防、護岸等）
- 胸：胸壁
- 突：突堤（ヘッドランドを含む）
- 離：離岸堤等（離岸堤、消波堤、人工リーフ等）
- 防：高潮・津波防波堤
- 浜：人工海浜
- ⊗：水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
- ・・・その他の施設は具体的な施設名を記入
- 各種範囲を示す着色は下記のとおり。
- ・海岸線 赤： 施設の新設・改良予定範囲
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- ・海岸線 黄： 既に施設の存する範囲
概ねR7年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
- ・青ハッチング： 想定侵食・想定浸水範囲
新設又は改良による受益の地域。

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7Jhf 399」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

新潟北沿岸

海岸保全基本計画添付図 (その9 / 12)

縮尺 1 / 5 万



中越ゾーン

58 出雲崎朝日海岸 (石地地区)

57 出雲崎朝日海岸 (勝見～尼瀬地区)

60 柏崎朝日海岸 (椎谷・大崎・石地地区)

59 石地漁港海岸

石地漁港 R=400m

柏崎ゾーン

61 高浜漁港海岸

高浜漁港 R=500m

62 柏崎海岸 (椎谷・宮川・荒浜地区)

63 荒浜漁港海岸

荒浜漁港 R=1,800m

図面の凡例・説明

○海岸保全施設の種類の、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。

- 護：護岸等 (堤防、護岸等)
- 胸：胸壁
- 突：突堤 (ヘッドランドを含む)
- 離：離岸堤等 (離岸堤、消波堤、人工リーフ等)
- 防：高潮・津波防波堤
- 浜：人工海浜
- ×：水門 (樋門、陸閘、排水機場を含む)
・・・その他の施設は具体的な施設名を記入

○各種範囲を示す着色は下記のとおり。

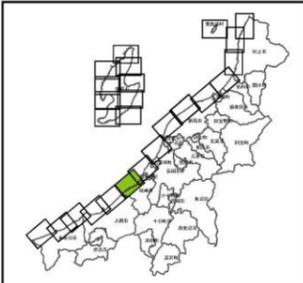
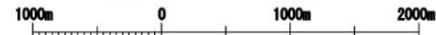
- ・海岸線 赤： 施設の新設・改良予定範囲
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- ・海岸線 黄： 既に施設の存する範囲
概ね R7 年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
- ・青ハッチング： 想定侵食・想定浸水範囲
新設又は改良による受益の地域。

「測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 7Jhf 399」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

新潟北沿岸

海岸保全基本計画添付図 (その 10 / 12)

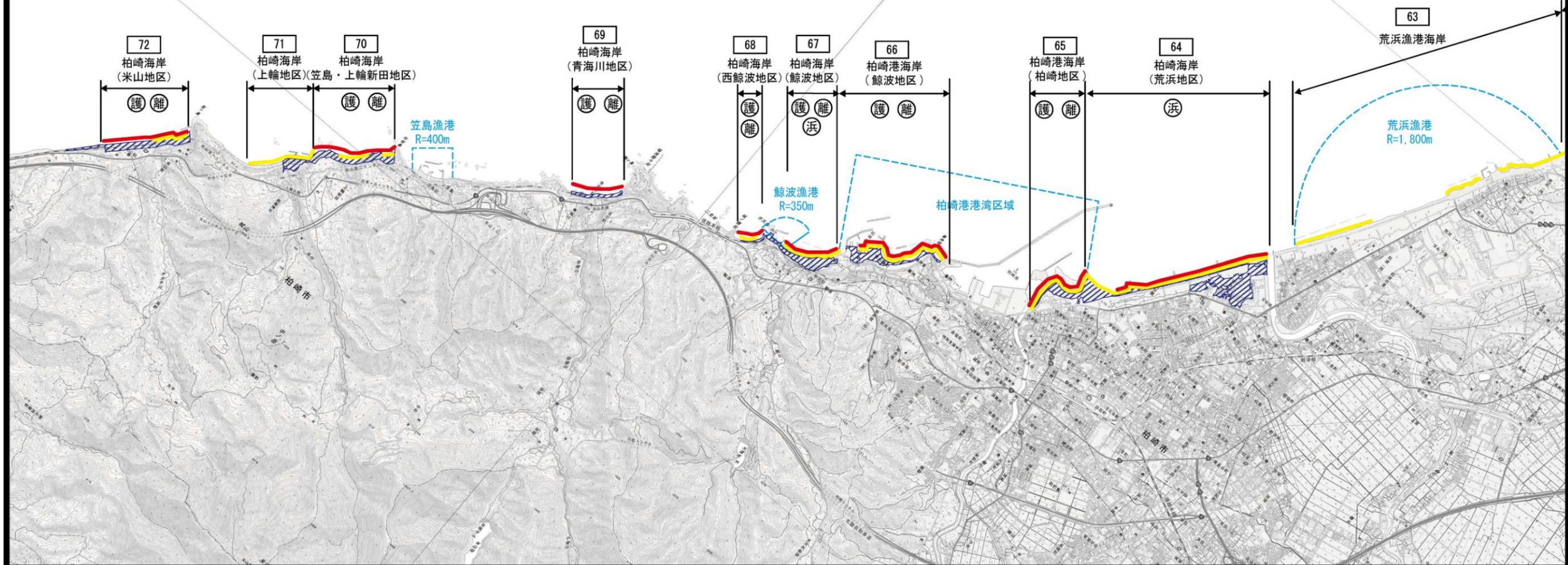
縮尺 1 / 5 万



図面の凡例・説明

- 海岸保全施設の種類は、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。
- 護：護岸等（堤防、護岸等）
 - 胸：胸壁
 - 突：突堤（ヘッドランドを含む）
 - 離：離岸堤等（離岸堤、消波堤、人工リーフ等）
 - 防：高潮・津波防波堤
 - 浜：人工海浜
 - ×：水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
 - ・・・その他の施設は具体的な施設名を記入
- 各種範囲を示す着色は下記のとおり。
- ・海岸線 赤：施設の新設・改良予定範囲
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
 - ・海岸線 黄：既に施設の存する範囲
概ね R7 年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
 - ・青ハッチング：想定侵食・想定浸水範囲
新設又は改良による受益の地域。

柏崎ゾーン



「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7Jhf 399」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

新潟北沿岸

海岸保全基本計画添付図 (その 11 / 12)

縮尺 1 / 5 万



図面の凡例・説明

○海岸保全施設の種類は、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。

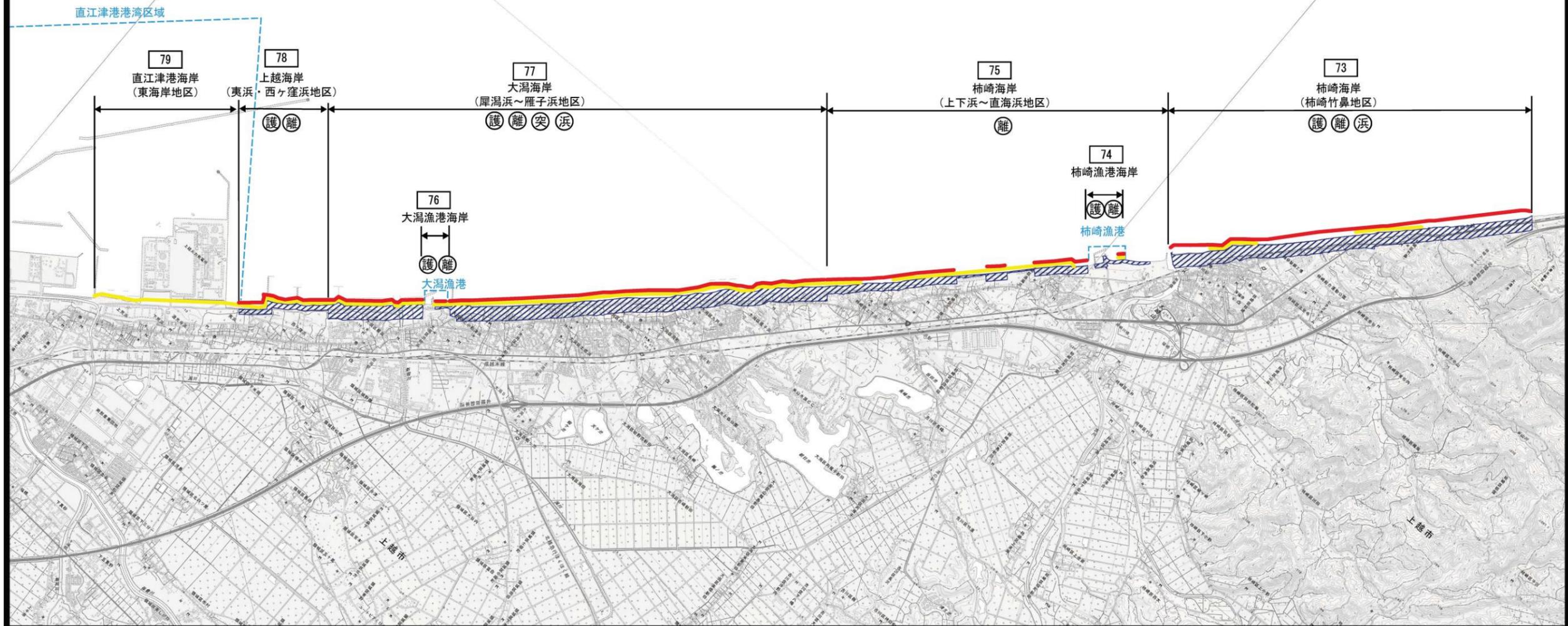
- 護：護岸等 (堤防、護岸等)
- 胸：胸壁
- 突：突堤 (ヘッドランドを含む)
- 離：離岸堤等 (離岸堤、消波堤、人工リーフ等)
- 防：高潮・津波防波堤
- 浜：人工海浜
- ×：水門 (樋門、陸閘、排水機場を含む)
・・・その他の施設は具体的な施設名を記入

○各種範囲を示す着色は下記のとおり。

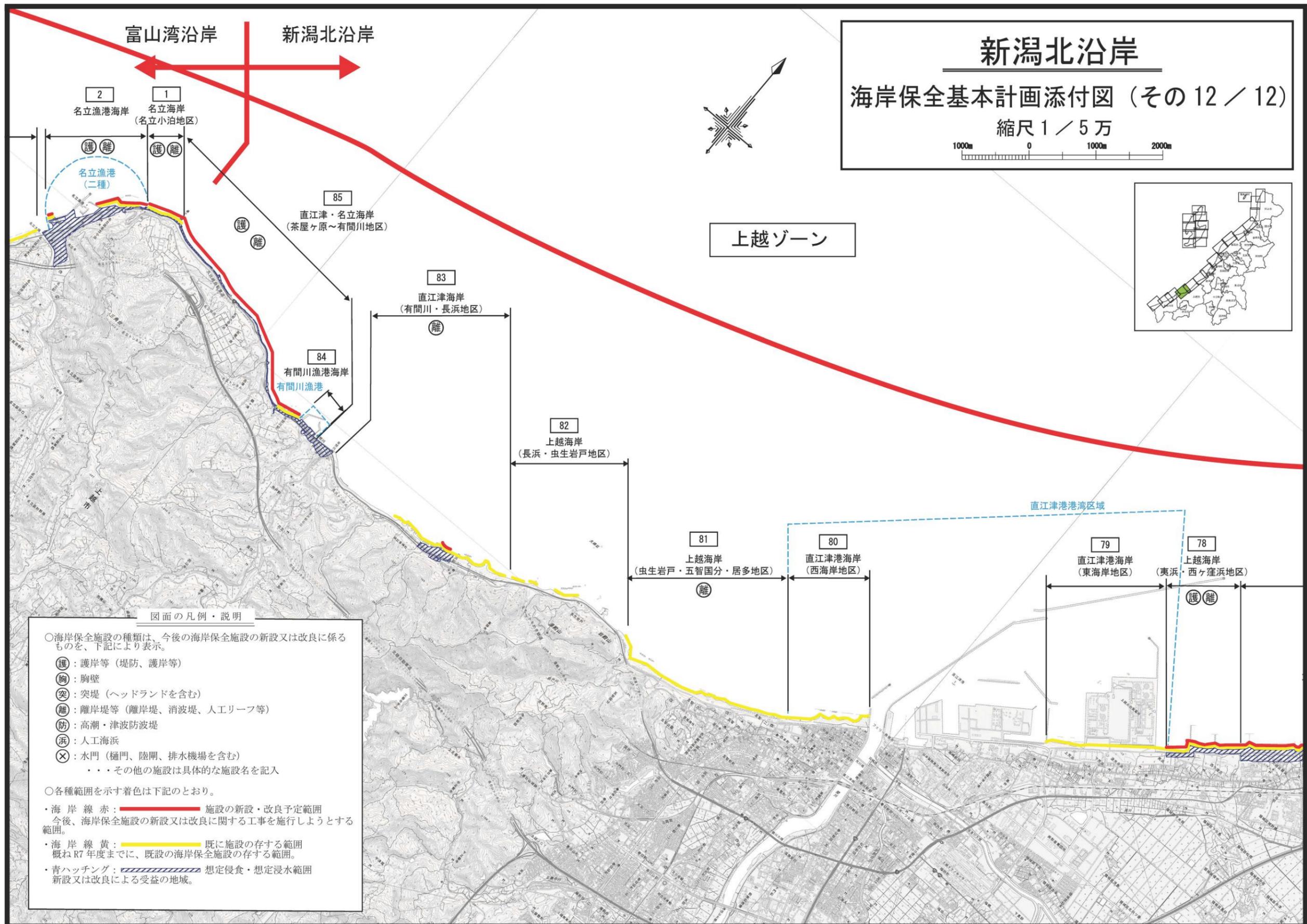
- ・海岸線 赤：施設の新設・改良予定範囲
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- ・海岸線 黄：既に施設の存する範囲
概ね R7 年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
- ・青ハッチング：想定侵食・想定浸水範囲
新設又は改良による受益の地域。



上越ゾーン



「測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 7Jhf 399」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」



「測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 7Jhf 399」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

3. 計画の見直しと留意すべき事項

本計画に定めた基本的事項は、新潟北沿岸に関する現況や要請に基づき、将来に向け、海岸の長期的な在り方を示したものである。

しかし、今後、地域の状況や社会経済状況及び自然環境の変化、新たな海象観測データの蓄積、災害発生など緊急対応の必要性などが生じた場合、または、地域住民や県民等の海辺ニーズが大きく変化し、その内容を計画に適切に反映させる場合など、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等の見直しを必要とする場合がある。よって、これらの状況変化に柔軟に対応するため、種々の状況変化が発生した段階で、計画がその変化に対応するよう見直すものとし、速やかに海岸法に定められた計画変更に必要な措置を講じるものとする。

また、計画策定から5～10年経過すると、社会経済状況及び自然環境等が大きく変化すると予想されるため、定期的に計画全体の一括検討を行い、見直しを図るものとする。

このうち、自然環境の変化に応じた計画の見直しを行う際には、関係機関の自然環境に関する情報や自然環境調査に基づき、適切に対処するものとする。

また、地球温暖化に伴う高潮・越波災害や内水被害への対応、総合的な土砂管理システムの構築、生態系に配慮した新しい保全工法の開発といった、今後の対処すべき課題点に対し、学識経験者、研究機関との連携を図って調査・研究を進めていくものとする。

他の計画との調整を要する等の理由により、計画概要や基本的な事項が未決定の海岸は、現時点で、海岸保全施設の整備に関する区域として本計画に位置づけていないが、このような海岸についても、計画概要が決定後は、新たな区域としてすみやかに計画に位置づけるものとする。

今後も、本計画に掲げた施策の実効的かつ効率的な実現を目指し、海岸事業の実施段階においても、地域住民の参画及び事業の透明性を確保するための情報公開に努めるものとする。

また、今後の海岸保全基本計画の施策が、地域や住民の意見をより一層反映したものとなるよう、地域や住民とより密接な関係を構築するための体制づくりについても検討していくなど、地域住民や県民等の海辺ニーズのさらなる把握に努め、その内容を計画に適切に反映させるものとする。